官報

号外

昭和二十三年十二月二十二日

○第四回國會 参議院会議録第十八号

昭和二十三年十二月二十一日（火曜日）
午後六時九分開議

議事日程　第十六号
昭和二十三年十二月二十一日
午前十時開議

第一　地方税法第七條の改正に関する請願　（委員長報告）
第二　奈良市鹿舎建設敷地に関する請願　（委員長報告）
第三　教育用品金融金庫創設に関する請願　（委員長報告）
第四　美術品の課税に関する請願　（委員長報告）
第五　清涼飲料税法第七條中改正に関する請願　（委員長報告）
第六　農村工業農業協同組合連合会に対し旧第一海軍燃料しよう施設使用許可の請願　（委員長報告）
第七　漁船保険に関する請願　（委員長報告）
第八　こんぶの自由出荷並びに自由配給の請願　（委員長報告）
第九　漁船修理費、資材購入費等の融資に関する請願　（委員長報告）
第十　姫川の直轄河川編入並びに改修工事施行に関する請願　（委員長報告）
第十一　牛津川改修工事施行に関する請願　（委員長報告）
第十二　奈良縣八木町、阪合部村間國道第十五号線改修工事施行に関する請願　（委員長報告）
第十三　旭川改修工事施行等に関する請願　（委員長報告）
第十四　山形縣北部地区そう合開発促進に関する請願　（委員長報告）
第十五　中國地方の戦災都市復興事業予算増額に関する請願　（委員長報告）
第十六　潤井川の治水事業施行に関する請願　（委員長報告）
第十七　地方自治法中一部改正に関する陳情　（委員長報告）
第十八　災害復旧費國庫補助に関する陳情　（委員長報告）
第十九　地方財政法第十九條改正に関する陳情　（委員長報告）
第二十　取引高税廃止に関する陳情　（委員長報告）
第二十一　製塩業の危機打開対策に関する陳情　（委員長報告）
第二十二　治水施設費國庫補助増額に関する陳情　（委員長報告）
第二十三　貯水池及び発電所建設を含む治山治水計画樹立に関する陳情　（委員長報告）

○議長（松平恒雄君）　諸般の報告は朗読を省略いたします。

昨二十日衆議院から左の内閣提出案につき修正を承諾した旨の通知書を受領した。

昭和二十三年十一月以降の政府職員の俸給等に関する法律案修正

同日内閣から昭和二十三年十一月以降の政府職員の俸給等に関する法律案を修正することに衆議院の承諾を得た左の議案を予備審査として送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

砂糖消費税法等の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

砂糖消費税法等の一部を改正する法律

同日左の質問主意書を内閣に轉送した。

清涼飲料用壜容量検定に関する質問主意書の答弁書に対する質問主意書（板野勝次君提出）

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員來馬琢道君提出土地賃貸料と地租との関係に関する質問に対する答弁書

同日議院において採択することを議決した國立病院、療養所職員の待遇改善に関する請願外一件の請願及び九州地方の電力確保並びに電氣事業再編の陳情外二件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

同日委員長から左の報告書を提出した。

内閣委員会請願審査報告書第一号
内閣委員会請願特別報告第一号
地方行政委員会請願審査報告書第二号
地方行政委員会請願特別報告第二号
地方行政委員会陳情審査報告書第一号
地方行政委員会陳情特別報告第一号
水産委員会請願審査報告書第二号
水産委員会請願特別報告第二号
建設委員会請願審査報告書第二号
建設委員会請願特別報告第二号
建設委員会陳情審査報告書第一号
建設委員会陳情特別報告第一号

本日衆議院から左の内閣提出案を受領した、よつて議長は、即日これを大蔵委員会に付託した。

政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案

○議長（松平恒雄君）　これより本日の会議を開きます。

この際お諮りをいたします。本日、重宗雄三君より地方行政委員を、寺尾豐君より商工委員をそれぞれ理由を附して辞任の申出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松平恒雄君）　御異議ないと認めます。つきましては、その補欠として寺尾豐君を地方行政委員に、重宗雄三君を商工委員に指名いたします。

○議長（松平恒雄君）　この際、日程の順序を変更して、日程第一の請願及び日程第十七より第十九までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松平恒雄君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。地方行政委員長岡本愛祐君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

〔岡本愛祐君登壇、拍手〕

○岡本愛祐君　只今議題となりました請願一件、陳情三件につき、委員会の審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

先ず、請願第四十七号、宮崎縣議会議長甲斐善平君提出の地方税法第七條の改正に関する請願は、地方税法第七條によると、二つ以上の府縣に事務所を設けて事業をなす者に対する事業税の課税標準たるべき所得金額は、主なる事業所の所在地の府縣知事が決定することになつておるが、他地方における事業の所得額が明確に調査できず、賦課の決定或いは異議申立等の手続が煩雑で、收税事務の遅延を來しておるから、これが運用改善のため適正な改正を考慮せられたいという趣旨であります。この請願につき、本委員会は、課税標準たるべき所得金額の決定が甚だしく遅延することを防止することは、インフレの時局下特に必要であるから、年度経過後一定の期間を定め、こ

昭和二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

の期間内に所得金額の総額を決定せしむる必要があると認め、採択し、内閣に送付すべきものと決定し、政府において請願の趣旨に副うよう改善の措置を講ぜしめ、且つ本委員会においても法律改正につき研究を重ねることといたしました。

陳情第十五号、東京都議会議長石原永明君外九名提出の地方自治法中一部改正に関する陳情は、先に地方自治法の改正により、普通地方公共團体が住民から分担金を徴収する條例は、その團体の議会又は常任委員会において予め公聴会を開かなければ、これを定め又は改正することができず、更に公聴会開催の二十日前までに日時その他の要件を公表しなければならないことを規定したのでありますが、その運用を円滑にするため、議会閉会中でも、新たに必要とする分担金條例を常任委員会を開会して審議することができる等の方法を講ぜられるよう、地方自治法を改正せられたいというのであります。

陳情第十七号、同じく東京都議会議長石原永明君外九名提出の災害復旧費國庫補助に関する陳情は、地方團体は連年の災害のため復旧費が著しく多額に上り、この負担は地方財政に破局的打撃を與える実情にあるから、被害の甚大な都府縣に対して高率の國庫補助金を交付せられたいというのであります。

陳情第二十二号、鳥取縣議会議長中田吉雄君提出の地方財政法第十九條改正に関する陳情は、國の支出金が、これを財源とする経費の支出時期に遅れないように支出されない場合が多いのに顧み、第十九條に一項を加えて「その支出が遅れた場合はその日数に應じて金利を附加して支出しなければならない」の一項を加えるよう改正せられたいというのであります。これらの陳情は、その趣旨が概ね妥当でありますから、政府の施策に資せしめるため、採択の上内閣に送付すべきものと決定いたしました。右御報告いたします。

（拍手）

○議長（松平恒雄君）　別に御発言もなければ、これより採決いたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○議長（松平恒雄君）　総員起立と認めます。よってこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長（松平恒雄君）　この際、日程の順序を変更して、日程第二より第六までの請願及び日程第二十、第二十一の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松平恒雄君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事九鬼紋十郎君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

〔九鬼紋十郎君登壇、拍手〕

○九鬼紋十郎君　只今議題となりました大蔵委員会の請願陳情七件を御説明申上げます。

請願第三十九号、奈良市庶舎建設敷地に関する請願は、奈良市役所は去る十一月一日焼失したので、新らしく建設しなければならなくなつたのであります。而して旧位置は諸公共機関收容の点等から見まして不適当なのであります。そこで諸官廳間相互の連絡が便利で、且つ市の中心部である旧武德殿前の地帯が適当と思われますので、そこに新庶舎を建設したいと考えたのでありまするが、そこはすでに公園指定地になつておりますので、その公園につきましては、当該土地を市に拂下又は貸與せられた方が、より効果的であるという趣旨を以て請願を提出されたわけであります。その趣旨は誠に尤もであり、文部省でも公園指定解除を考えておりますので、同地が公園解除をせられた暁におきましては、市に拂下又は貸與することが適当であると認めまして採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

請願第四十四号、教育用品金融金庫創設に関する請願であります。文化國家再建が叫ばれておるときに、教育用品が多くは融資順位が丙であり、生産は資金難のため低下し、教育にも支障を來しておる現状であります。そこで金融順位の引上げを叫んで參つたのでありますが、なか〳〵思うようにならない。そこで教育振興の基盤として、教育用品金融金庫を創設せられたいという願意であります。現在教育に関する金庫を作ることはなか〳〵困難であるとの議論は相当強かつたのでありまするが、政府においても十分検討する必要があると認めましたので、採択して、内閣に送付することに決定いたしました。

次に請願第四十六号、美術品の課税に関する請願であります。我が國の古美術品は千数百年來の文化の傳統を誇るものであつて、海外各國から重要視されておるのでありますが、價格の高騰と課税の加重のために次第に散失を來しておる憂うべき状態であるのであります。これが保有保護対策としまして、課税方法の適正を図られたいという願意でありまするが、物品税として二割まで軽減されておるのでありますが、未だ貴重な文化財が失われつつある現状なのでありますから、課税の方法をもつと適正ならしむるために、これを採択して、内閣に送付することに決定いたしました。

次に、請願第五十一号、清涼飲料税法第七條中改正に関する請願であります。現行法によりますと、清涼飲料の税金は翌月末日までに納付することになつておるのでありまするが、購買力の減退、金融逼迫の今日、なか〳〵困難でありまするからして、税額相当の担保を提供する際は一ヶ月以内の税金の徴收を猶予する條文を加えられたいという請願であります。税收は減收せず、担保もありますので、尤もな趣旨と考えまして、委員会として採択して、内閣に送付することと決定いたしました。

次は請願の第六十九号、農村工業農業協同組合連合会に対し旧第一海軍燃料しよう施設使用許可の請願であります。横浜市にある旧海軍燃料廠は農業技術研究に多大の貢献をして來た全國農業会農業科学研究所が使用して來たのでありますが、今般農業会の解散によつて、同研究所も解散し、農村工業農業協同組合連合会がその研究を受継いだのであります。同連合会は旧海軍燃料廠施設使用許可願を出したのでありますが、これを却下されたのであります。而して賠償に関係のない所があります。その建物施設を連合会のため使用せしめられたいとの趣旨であります。賠償その他いろ〳〵の問題がありまするが、必要の最小限度という條件で同連合会に使用せしめることが適当であると考えましたので、これを採択して、内閣に送付することに決定いたしました。

次に陳情第十六号、取引高税廃止に関する陳情であります。これも趣旨が非常に適当であると考えまして、採択して、内閣に送付することに決定いたしました。

次に陳情第二十九号、製塩業の危機打開対策に関する陳情であります。香川縣坂出市では製塩業は市の基本的産業となつておるのでありまするが、今回政府の指令によつて塩の加算賠償金の撤廃、天日製塩施設國庫補助額の大幅削減、或いは納付停止等の措置によつて重大危機に逢したのであります。而してその打開策として基本塩賠償価格以外に加算賠償額の適用、使用燃料に基く賠償價格の改訂、並びに事業休止に伴う維持費の交付等の施策を実現せられたいとの趣旨であります。本件につきましては、政府において適切なる緊急対策を要するものと考えますので、委員会におきましてはこれを採択して、内閣に送付することに決定いたしました。以上を以て大蔵委員会の請願、陳情の御報告を終了いたすことといたします。（拍手）

○議長（松平恒雄君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○議長（松平恒雄君）　総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長（松平恒雄君）　政府より発言を求められました。この際これを許します。林國務大臣。

〔國務大臣林譲治君登壇、拍手〕

○國務大臣（林譲治君）　政府職員の新給與の問題につきまして、参議院の方に提出いたしますことが甚だ遅延をいたしまして申訳がございません。然るところ、今朝突如その筋からの情報がありまして、一度野党三派と申しましようか、或いは與党を加えました四派と申しましようか、共同提案をいたしましたところの問題に対しまして、その定められたる予算内における範囲以外に超過をする問題がありましたので、そのために直ちにこれを修正をすることが必要になつたわけであります。そこで今朝以來衆議院におきまして本会議を開きまして、そうしてその提案があり、討議が行われました。そのときにおいて、直ちにこれに対しまして修正を加えなければならん実情に立至つたわけであります。従いまして、種々各派交渉いたしました結果、ようやつと一部修正といたしまして、討論に入つておりました民主自由党の佐々木秀世君が修正の提案をいたしまして、そうして社会党よりその修正案に対しまして反対の討論を述べられまして、そうして民主自由党の佐々木秀世君の一部修正の提案に対しまして採決の結果、ようやつと先程通過をいたしまして参議院の方に提案をするようになつた次第であります。尚、予算につきましては、目下衆議院においては予算総会を開会いたしておりまして、これが極めてこの給與の問題につきましては急を要するものと考えまして、衆議院におきましては、その進捗を衆議院に対しまして懇望いたして、只今に立至つておるのが今日の実情なのであります。

私より一應、かねて各位に対して絶えず御報告を申上げておりました大屋君が御説明申上げるべき筈であつたのでありますけれども、丁度衆議院の予算総会に列席をいたしまして、その席を外すことができませんので、私から一應各位に御報告を申上げまして、暫時の御猶予を願うと共に、できるだけ早く御審議をお願いをいたしたいということを申述べまして、皆さんに対する御報告に代えたいと考えるわけであります。（拍手）

○議長（松平恒雄君）　この際、日程第七より第九までの請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松平恒雄君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。水産委員長木下辰雄君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

〔木下辰雄君登壇、拍手〕

○木下辰雄君　只今議題となりました請願三件につきまして、水産委員会におきまする審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

請願第三十六号は漁船保険に関する請願でありまして、十二月の十一日に本院において採択されました請願と同一のものでありますので、説明を省略いたします。

請願第五十号は「こんぶ」の自由出荷並びに自由配給の請願であります。本件に関しまして、委員の質問に対して政府側の説明がありましたから申上げます。「こんぶ」の統制撤廃の時期については現在慎重に考慮中である。それまでは完全な自由出荷及び自由販賣を認めることは困難である。それから生産地からの出荷については、農林大臣の出荷割当に基いて出荷しなければならないが、その出荷の割当に当つては、出荷者及び消費地の希望を十分に考慮して迅速に処理することにしておるというような答弁がありました。

それから請願第六十七号は、漁船修理費、資材購入費等の融資に関する請願であります。これは以西底曳の組合からの請願であります。本件に関しましては水産委員会におきまして、その外に定置漁業、「かつを」「まぐろ」漁業、関東北の揚繰網漁業の應急金融対策に関しまして、数回に亘り審議をいたし、すでに本院において水産金融に関する決議案として上程され、満場一致を以て決定されたのであります。

右三件に関しまして、水産委員会におきましては願意を妥当といたしまして、これを採択し、衆院の会議に付し内閣に送付を要するものと決定いたしました次第であります。以上御報告いたします。（拍手）

○議長（松平恒雄君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○議長（松平恒雄君）　総員起立と認めます。よつてこれらの請願は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長（松平恒雄君）　この際、日程に追加して、恩給受給者に対する融資請願を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松平恒雄君）　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。内閣委員長河井彌八君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

〔河井彌八君登壇、拍手〕

○河井彌八君　議題となりました恩給受給者に対する融資の請願、これは請願文書表の第五十九号に載つております。請願者は全國恩給受給者連盟会長であります。請願者の要旨は、恩給受給者は本年十月から既得恩給金額の十二倍乃至二十六倍の増額を受くることとなつておるが、政府予算の関係上三ヶ月後の後拂いとなつておるのであるから、明年に入らなければこの恩給を受けることができない。今日この非常なインフレの際に、働く能力を失つておる受給者の生活が全く破壊せられてしまうのであるから、恩給金庫の機構を拡充いたして、遅くとも本年末までに総額五千万円を限度として融資の途を講ずるよう斡旋して貰いたいということが請願の要旨であります。委員会におきましていろ〳〵審査をいたして見ましたところが、受給者の数は凡そ四十五万七千を超えるのである。而してこの中には多数の引揚者の実にお氣の毒な人々が沢山あるのである。それから恩給金庫を利用いたしまして貸付を受けている状況を調べて見ますと、これは十月分、十一月分として請願者が出して來た書面によつたものでありますけれども、大体十月分におきましては申込の二割六分二厘、十一月は二割一分六厘くらい、それだけしか融資が得られないのである。而してどういうふうに使つているかと申しますれば、勿論生活費に使つているのが最も多いのであります。その次は医療費、それから学費に使つておるというようなことである。それで恩給金庫の状況を調べて見ますと、これは昭和十三年に設立せられましたが、本年の三月に金融機関再建整備法によりましてこれは継続できなくなり、現在の資金が三百万円くらいしかないのでありまして、資金を融通する力がなくなつておるのであります。それから又融資の源として預金部からこれまでは得られたのでありますが、この途も亦二十一年一月七日の指示によつて止められてしまつたという実情である。それから尚庶民金庫等も整備法によつて資金を失つてしまつたのでありますから、只今のところ、かような要求に対しまして適当な融資の方法がない。こういう実情である。そこで政府は取敢えず庶民金庫

の担保力を利用して、日本銀行から若干の融資を得て恩給金庫に廻して、この需要に應じようという考えを持つておるのであります。併しその金額とても、とても五千万円なんという金額に達する見込はないということである。而してその外に何か方法はないかと申しましたが、何らそういう方法は今ない、こういうことであります。

委員会におきましては、この請願は実に尤もなことである、かように考えまして、特にその物價が急激に騰貴いたしておりまするときに、恩給を受けておる人の生活が如何に悲惨であるかということを考えまして、殊にその人人は長い間國家に御奉公いたしまして、すでに老齢に達して、みずから働くことの力の弱つておるそういう人々が、かような悲惨な狀況にあるということは、実に同情に堪えない。こういう考えから、どうかできるだけ政府において資金を融通する途を眞剣に考えて貰いたい。こういう希望を以ちまして、この請願を採択することにいたしたのであります。而してそういう方法をとりました以上は、何とか速かに困つておる人にこれを利用するところの機会を與えまするように、公表をして欲しいという希望も出たのであります。かような次第でありまして、委員会におきましては本請願を採択して内閣に送付すべきものと決定をいたしました。勿論これは全会一致の議決であります。この段御報告を申上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君)　別に御発言もなければ、これより採決いたします。本請願は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○議長(松平恒雄君)　総員起立と認めます。よつて本請願は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。議事の都合により暫時休憩をいたします。

午後六時三十九分休憩

午後九時四十六分開議

○議長(松平恒雄君)　休憩前に引続き、これより会議を開きます。

○事務局事務官(官坂)　官坂事務官朗読

本日委員長から左の報告書を提出した。

政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

○議長(松平恒雄君)　この際、日程に追加して、政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君)　御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長櫻内辰郎君。

〔審査報告書は都合により最終号附錄に掲載〕

政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十三年十二月二十一日

衆議院議長　松岡　駒吉

参議院議長松平恒雄殿

政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律

政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案を次のように修正する。

政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律

政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第一條から第二十九條までを次のように改め、第三十條を第三十八條とする。

(この法律の目的及び効力)

第一條　この法律は、別に法律で定めるものを除き、國家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二條に規定する一般職に属する職員(以下職員という。)に関し、その人事及び給與に関する方針の統一を図るため、昭和二十三年十二月十日附で人事院が國会及び内閣に対し勧告した給與計画を原則的に承認し、これに若き職員の俸給、俸給表、俸給表の調整、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当、勤務時間、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当並びに給與実施についての規程の制定に関する事項を臨時に定めることを目的とする。この法律は、職員総平均の給與額(俸給、扶養手当、勤務地手当及び特殊勤務手当を含むものとし、これら以外の要素を含まない。)を月額六千三百七円とする原則を確立するものとする。

2　この法律の規定は、國家公務員法のいかなる條項をも廃止し、若しくは修正し、又はこれは代わるものでない。この法律の規定が國家公務員法又は同法に基く法律の規定に矛盾する場合においては、その規定は、当然その効力を失う。この法律のすべての規程は、昭和二十五年三月三十一日(法律をもつてそれ以前の期日を定めたときは、その期日)限り、その効力を失う。

3　第九條の規程による職務の分類は、國家公務員法第二十九條その他同法中のこれに関する條項に従い國会の承認を経て定められるべき職務の分類の計画であつて、且つ、同法の要請するところに適合するものとみなし、その改正が人事院によつて勧告され、國会によつて制定されるまで、その効力をもつ。

(人事院の権限)

第二條　人事院は、この法律の施行に関し、左に掲げる権限を有する。

一　この法律の実施及びその技術的解釈に必要な人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること

二　第九條に規定する俸給表の適用範囲を決定すること

三　職員の給與額を研究して、その適当と認める改訂を國会及び内閣に勧告すること、この法律の実施及びその実際の結果に関するすべての事項について調査するとともに、その調査に基いて調整を命ずること並びに必要に應じ、この法律の目的達成のため適当と認める勧告を附してその研究調査の結果を國会及び内閣に報告すること

四　新たに職員となつた場合及び職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合の給與並びに同一級内における昇給の基準に関し人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること

五　勤務地手当の支給地域及び支給割合の適正な改訂につき、國会及び内閣に同時に勧告するため、常に全國の各地における生計費の科学的研究調査を行うこと

六　新給與実施本部が給與についてなした決定に対する職員の異議の申立を受理し、及びこれを審査すること

(実施機関)

第三條　この法律の完全な実施を確保し、その目的を達成するため内閣総理大臣の所轄の下に、臨時に新給與実施本部を置く。

第四條　新給與実施本部は、この法律による給與の決定に関する総合調整及びこの法律においてその権限に属せしめられた事項に関する事務をつかさどる。

第五條　新給與実施本部には、本部長一人、次長一人及び必要な部員を置く。

2　本部長は内閣官房長官、次長は大蔵省給與局長をもつてあてる。

3　部員は、各省各廳において給與事務を担当する職員で内閣総理大

臣が新給與実施本部に勤務すべきことを命じた者をもつてあてる。但し、これらの職員で部員となつた者も國家公務員法の適用を免除されるものではない。

4　本部長は、部務を総理する。

5　次長は、本部長を助けて部務を整理する。

6　部員は、上司の命を受けて部務に従事する。

（給與の支拂）

第六條　この法律に基く給與は、第八條第三項及び第四項に規定する場合を除く外、現金で支拂わなければならない。この法律の定めるところに従い國庫からの現金の支拂に当つて、四十九錢以下の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十錢以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げ、計算するものとする。

2　いかなる給與も、法律又は人事院規則に基かずに職員に対して支拂い、又は支給してはならない。

3　公務について生じた実費の弁償は、給與には含まれない。

（俸給）

第七條　各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基き、且つ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務條件を考慮したものでなければならない。

第八條　第九條に規定する別表に定められている俸給表には、すべての職務の級の俸給を含むものとする。俸給は、第十九條に規定する勤務時間（以下正規の勤務時間という。）による勤務に対する報酬であつて、この法律に定める扶養手当、勤務地手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当を除いた全額とする。

2　第十五條の規定による俸給の調整額及び第十八條の規定による特殊勤務手当は、俸給の一部とする。但し特殊勤務手当で前條の規定の趣旨に基かないものについては、人事院の定めるところにより俸給の一部としない。

3　住宅、宿所、食事、制服その他これに類する現物手当が支給される場合においては、これを給與の一部とし、別に法律の定めるところにより、その職員の俸給から控除する。但し、予算又は法令の規定に基いて支給される場合は、この限りでない。

4　前項の規定は、左の各号に掲げる者で、その官職の正規の職務に、左の各号に規定する特殊な勤務が含まれており、且つ、それを正規の勤務時間以外においても行われなければならない職員には適用しない。

一　生命又は財産の保護のため正規の勤務時間以外においても勤務することを要する職員

二　研究又は家畜のため臨機の勤務に服することを要する職員

三　正規の職務上、へき地に勤務することを要する職員

四　廳舎の管理責任者であつて、その職務の遂行のため廳舎内に居住することを要する職員

第九條　職員の職務は、これを十五級に分類し、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、新給與実施本部長が定める。

2　この法律の定める俸給表は、左に掲げる一般俸給表及び特別俸給表とし、他のいかなる俸給表も認められない。

一　一般俸給表（別表第一）

二　特別俸給表

税務職員及び経済調査官級別俸給表（別表第二）

警察職員、海上保安廳職員（人事院規則で指定する者に限る。）及び刑務職員級別俸給表（別表第三）

船員級別俸給表（別表第四）

鉄道現業職員級別俸給表（別表第五）

3　前項の俸給表に掲げる額は、月額とする。

4　一般俸給表は特別俸給表の適用を受ける者以外のすべての職員に適用する。但し、第二十八條、第二十九條及び第三十四條に規定する職員には、これらの俸給表を適用しない。

第十條　職員の新俸給額は、昭和二十三年十二月一日現在の俸給の月額（その月額は、昭和二十三年十二月一日現在において、改正前のこの法律並びにこれに基く政府及び規則の規定に従い、再計算せらるべきものとする。）に対應する別表第六に掲げる新俸給額とする。昭和二十三年十二月一日現在における職員の俸給の月額が別表第六のいずれの号俸にも該当しない場合には、直近号俸をもつてその職員の新俸給額とする。但し、その二つの号俸の俸給額のいずれにも等しく近い場合には、直近上位の号俸をもつてその職員の新俸給額とする。

2　前項の規定によつて職員が第九條の規定による俸給表の適用を受ける場合においても、その属する職務の級は、変更されない。

3　職員の新俸給が、その職員に適用される俸給表に掲げる職務の級に相当する俸給の幅の最高額をこえる場合においても、第一項に規定する方法により決定した新俸給を支拂うものとする。

4　前項に規定する新俸給額を受ける場合においては、職員が同一の職務の級にある間は、昇給しない。

5　昭和二十三年十二月分の給與の支給を促進するため、俸給、扶養手当及び勤務地手当の調整に関し、この法律の規定に従つてなす再計算は、昭和二十三年十二月一日から実施して昭和二十四年一月中に終了し、且つ、各職員のこれらの給與に関する必要な調整は、昭和二十四年一月中に終了しなければならない。

6　昭和二十三年十二月一日から始まる給與に関しては、昭和二十三年十二月分の支給は、新給與実施本部長の定めるところにより、昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第九十五号）に基き昭和二十三年十二月分として各職員に支給すべき俸給、扶養手当及び勤務地手当の給與の額の百分の百六十六・三に相当する額とするものとする。

第十一條　前條の規定は、十五級に格付される官職については適用しない。

2　前項の格付は、第七條の規定の趣旨に基き、新給與実施本部長が行う。

第十二條　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務総裁、各省大臣、最高裁判所長官、会計検査院長若しくは人事院総裁（以下各廳の長という。）又は各廳の長の委任を受けた者は、新給與実施本部長の定めるところに従い、職員の毎月の俸給は、遅くともその月の二十五日までに、これに基いてその支給を受けるよう、この法律を適用しなければならない。

第十三條　新たに職員となつた場合及び職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合の俸給並びに同一級内における昇給の基準は、これに関する人事院規則が制定施行される日までは政令で定める。

第十四條　俸給の支給に関しては、官吏俸給令（昭和二十一年勅令第百九十二号）又は國会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第二十五條及び同條の規定による國会職員給與規程による俸給支給の例による。但し、毎月二回以上の俸給支給の定又は慣習のある場合には、その例によることができる。

（俸給の調整額）

第十五條　人事院は、第九條に規定する俸給表の額が左の各号に規定

する特殊の官職に対して適用でないと認めるときは、その特殊性に基いて、その俸給表が掲げられている俸給額につき適正な調整額表を定めることができる。但し、その特殊性が、その職務の級に属する同種の職務を行う官職にひとしく含まれている場合においては、その官職をこの法律に規定する俸給表の級に格付するに際し、その特殊性を考慮に入れることを妨げるものではない。この場合においては、その俸給の月額を本條の規定によつて調整することはできない。

一　その職務及び責任の度が、この法律に規定する俸給表のある級に相当する場合において同一級の官職に属する他の職員が通常勤務する場所に比してへき遠又は交通困難な場所において勤務する職員の官職

二　同一級の官職に通常含まれている労働の困難又は危険の度に比して著しい困難又は危険を含む職務にかかる官職

2　前項の規定による俸給の調整額は、その調整前における俸給の月額の百分の二十五をこえてはならない。

3　人事院は、教育職員及びその他特別の勤務に従事する職員に対するこの法律の俸給表の適用について研究し、教育職員及びその他特別の勤務に従事する職員の俸給表その他これに関する事項につき必要と認める勧告を國会及び内閣に同時にしなければならない。

（扶養手当）

第十六條　扶養手当は、扶養親族のある職員のすべてに対して支給する。

2　扶養手当の支給については、左に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。

一　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

二　満十八歳未満の子及び孫

三　満六十歳以上の父母及び祖父母

四　満十八歳未満の弟妹

五　不具廃疾者

3　扶養手当の月額は、前項第一号に該当する扶養親族については六百円とし、同項第二号から第五号までの扶養親族については一人につき四百円とする。但し、満十八歳未満の子のうち一人については六百円とする。

（勤務地手当）

第十七條　勤務地手当は、生計費が著しく高い特定の地域に在勤する職員に対し支給する。

2　勤務地手当の月額は、俸給の月額と扶養手当の月額との合計額に一定の割合を乗じた額とする。

3　勤務地手当の割合及び地域の区分は、なお従前の例による。

（特殊勤務手当）

第十八條　特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給の方法は、その特殊勤務手当が俸給表の俸給に組み入れられ、又は第十五條の規定による調整が行われるまでは、政府職員の特殊勤務手当に関する政令（昭和二十三年政令三百二十三号）又は國家職員法第二十五條及び同條の規定による國会職員給與規程の定めるところによる。

（一週間の勤務時間）

第十九條　職員の勤務時間は、休憩時間を除き、一週間について四十時間を下らず四十八時間をこえない範囲内において、人事院規則で定める。

2　各廳の長は、その官廳の特殊の必要に鑑するため、人事院の承認を経て、休憩時間を除き、一週間について四十時間を下らず四十八時間をこえない範囲内において、前項の規定によつて定めた勤務時間を変更し又は延長することができる。

3　前二項の勤務時間は、特に支障のない限り、月曜日から土曜日までの六日間においてその割振を行い、日曜日は、勤務を要しない日とする。但し、各廳の長は、特別の勤務に従事する職員につき、人事院規則の定めるところにより、日曜日以外の日をもつて勤務を要しない日とすることができる。

（給與の減額）

第二十條　職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除く外、その勤務しない一時間につき、第二十四條に規定する勤務一時間当りの給與額を減額して給與を支給する。

（超過勤務手当）

第二十一條　正規の勤務時間をこえて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間をこえて勤務したすべての時間に対して、勤務一時間につき、第二十四條に規定する一時間当りの給與額に左の割合を乗じた額に相当する金額を超過勤務手当として支給する。

一　正規の勤務時間をこえ実働一日八時間になるまでの部分　百分の百

二　実働一日八時間をこえる部分　百分の百二十五

但し、その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には　百分の百五十

（休日給）

第二十二條　職員には、正規の勤務日が休日に当つても、正規の給與を支給する。

2　休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、第二十四條に規定する勤務一時間当りの給與額の百分の百二十五を休日給として支給する。正規の勤務時間外に勤務をしても、休日給は、支給されない。

3　前二項において「休日」とは、國民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する日をいう。

（夜勤手当）

第二十三條　正規の勤務時間として、午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、第二十四條に規定する勤務一時間当りの給與額の百分の二十五を夜勤手当として支給する。

（勤務一時間当りの給與額の算出）

第二十四條　前四條に規定する勤務一時間当りの給與額は、俸給の月額と勤務地手当の月額との合計額に十二を乗じ、その額を一週間の勤務時間に五十二を乗じたもので除じた額とする。

（俸給の更生決定）

第二十五條　新給與実施本部長は、各廳の長又はその委任を受けた者が第十二條の規定により決定した職員の俸給が第九條又は第十條の規定に合致しないと認めたときは、その俸給を更正し又はその俸給の更正を命ずることができる。

（審査の請求）

第二十六條　この法律の規定による給與の決定（前條の規定による俸給の更正決定を含む。）に関して苦情のある職員は、新給與実施本部長に対し審査の請求をすることができる。

2　前項の請求があつたときは、新給與実施本部長は、前條に準じて、これに関する決定をなし、これを本人及び関係各廳に通知しなければならない。

第二十七條　前條第二項の決定に関して苦情のある職員は、人事院の定める手続に従い、人事院に異議の申立をなしその決定を求めることができる。

2　前條第二項の規定は前項の場合に準用する。この場合において、

「新給與実施本部長」とあるのは「人事院」と、「関係各廳」とあるのは「新給與実施本部及び関係各廳」と読み替えるものとする。

（非常勤職員等の給與）

第二十八條　委員、顧問若しくは參與の職にある者又は人事院の指定するこれらに準ずる職にある者で常勤を要しない職員については、勤務一日につき千円をこえない範囲内において、各廳の長が新給與実施本部長の承認を得て手当を支給することができる。これらの職員には、他のいかなる給與も支給しない。

第二十九條　政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十一号）第二條第二項の規定による一般職種別賃金の適用を受ける職員には、この法律の規定にかかわらず、同法に基いて給與を支給する。

（給與の額及び割合の檢討）

三十條　國会は給與の額又は割合の改訂が必要であるかどうかを決定するために、この法律の制定又は改正の基礎とされた経済的諸要素の変化を考慮して、人事院の行つた調査に基き、定期的に給與の額及び割合の檢討を行うものとする。この目的のために、人事院は、総理廳統計局、労働省その他の政府機関から提供を受けた正確適切な統計資料を利用して、事実の調査を行い、給與に関する勧告を作成する。

（罰則）

第三十一條　この法律の規定に違反して給與を支拂い、若しくはその支拂を拒み、又はこれらの行爲を故意に容認した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

附　則

第三十二條　この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。昭和二十三年会計年度におけるこの法律実施後の残余期間において、予算があるにもかかわらず昭和二十三年十二月中にこの法律による利益を職員に與えるために、この法律の定める俸給、扶養手当、勤務地手当及び特殊勤務手当の支給に関する規定は、昭和二十三年十二月一日から適用する。なお、昭和二十四年一月分及び二月分として各人に対し支給されるこれらの給與は、この法律の定めるところにより支給すべき昭和二十四年一月分及び二月分の各人に対するこれらの給與の額から、それぞれ百分の十七・五を差し引いたものとする。

第三十三條　昭和二十三年十二月一日以後において、昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第九十五号）又は國会職員法第二十五條及び同條の規定による國会職員給與規程の規定に基いて職員に支給された給與は、この法律による給與の内拂とみなす。

2　政府は、昭和二十三年十二月分として職員に支給すべき給與で前項の規定により内拂とみなされた給與の額以外の残額は、これを昭和二十三年十二月中に支給しなければならない。

第三十四條　未帰還職員の給與の取扱については、この法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三十五條　職務の性質により勤務時間が第十九條の勤務時間の最高限をこえることを必要とし、且つ、その勤務時間が俸給算定の基礎となつている職務については、その勤務時間は、なお従前の例による。

第三十六條　左に掲げる法令は、これを廃止する。

政府職員の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第十二号）

昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第九十五号）

明治九年太政官達第二十七号（日曜日休暇の件）

昭和二十三年六月以降の年齢による最低保証給に関する政令（昭和二十三年政令第二百三十四号）

労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に関する法律（昭和二十二年法律第百六十七号）及び大正十一年閣令第六号（官廳執務時間並休暇に関する件）中この法律にてい触する部分は、その効力を失う。

第三十七條　國家公務員法の一部を次のように改正する。

國家公務員法第二十九條第五項中「第十四條」を、「第九條」に改める。

別表を次のように改める。

別表第一

一般俸給表

職務の級	俸給月額 一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号	十号
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
一級	二、三三〇	二、四三〇	二、五四〇	二、六三〇	二、七二〇	二、七五〇				
二級	二、五四〇	二、六三〇	二、七二〇	二、八四〇	二、九六〇	三、〇〇〇				
三級	二、八四〇	二、九六〇	三、〇〇〇	三、〇九〇	三、一八〇	三、二七〇	三、三六〇			
四級	三、一八〇	三、二七〇	三、三六〇	三、四五〇	三、五四〇	三、六三〇	三、七二〇	三、八二〇		
五級	三、五四〇	三、六三〇	三、七二〇	三、八二〇	三、九二〇	四、〇二〇	四、一二〇	四、二二〇	四、三二〇	
六級	四、三二〇	四、四二〇	四、五二〇	四、六二〇	四、七二〇	四、八二〇	四、九二〇	五、〇二〇	五、一二〇	五、二二〇
七級	五、一二〇	五、二二〇	五、三二〇	五、四二〇	五、五二〇	五、六二〇	五、七二〇	五、八二〇	五、九二〇	六、〇二〇
八級	五、九二〇	六、〇二〇	六、一二〇	六、二二〇	六、三二〇	六、四二〇	六、五二〇	六、六二〇	六、七二〇	六、八二〇
九級	六、八二〇	七、〇二〇	七、一二〇	七、二二〇	七、三二〇	七、四二〇	七、五二〇	七、六二〇	七、七二〇	七、八二〇
十級	七、八二〇	八、〇二〇	八、一二〇	八、二二〇	八、三二〇	八、四二〇	八、五二〇	八、六二〇	八、七二〇	八、八二〇
十一級	九、二二〇	九、四二〇	九、六二〇	九、八二〇	一〇、〇二〇	一〇、二二〇	一〇、四二〇	一〇、六二〇	一〇、八二〇	一一、〇二〇
十二級	一一、〇二〇	一一、二二〇	一一、四二〇	一一、六二〇	一一、八二〇	一二、〇二〇	一二、二二〇	一二、四二〇	一二、六二〇	一二、八二〇
十三級	一二、八二〇	一三、〇二〇	一三、二二〇	一三、四二〇	一三、六二〇	一三、八二〇	一四、〇二〇	一四、二二〇	一四、四二〇	一四、六二〇
十四級	一四、六二〇	一四、八二〇	一五、〇二〇	一五、二二〇	一五、四二〇	一五、六二〇	一五、八二〇	一六、〇二〇	一六、二二〇	一六、四二〇
十五級	一六、三二〇	一六、五二〇	一六、七二〇	一六、九二〇	一七、〇二〇	一七、二二〇	一七、四二〇	一七、六二〇	一七、八二〇	一八、〇二〇

別表第二

税務職員及び経済調査官級別俸給表

職務の級	俸給月額 一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号	十号	十一号	十二号	十三号
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
一級	二、八四〇	二、九六〇	三、〇〇〇	三、〇九〇	三、一八〇	三、二七〇	三、三六〇	三、四五〇	三、五四〇				
二級	三、五四〇	三、六三〇	三、七二〇	三、八二〇	三、九二〇	四、〇二〇	四、一二〇	四、二二〇	四、三二〇				
三級	四、三二〇	四、四二〇	四、五二〇	四、六二〇	四、七二〇	四、八二〇	四、九二〇	五、〇二〇	五、一二〇	五、二二〇	五、三二〇		
四級	五、一二〇	五、二二〇	五、三二〇	五、四二〇	五、五二〇	五、六二〇	五、七二〇	五、八二〇	五、九二〇	六、〇二〇	六、一二〇	六、二二〇	六、三二〇
五級	六、〇二〇	六、一二〇	六、二二〇	六、三二〇	六、四二〇	六、五二〇	六、六二〇	六、七二〇	六、八二〇	六、九二〇	七、〇二〇	七、一二〇	七、二二〇
六級	七、〇二〇	七、一二〇	七、二二〇	七、三二〇	七、四二〇	七、五二〇	七、六二〇	七、七二〇	七、八二〇	七、九二〇	八、〇二〇	八、一二〇	八、二二〇

七級	八、三二三	八、七六六	九、〇四七	九、三〇六	九、五七三	九、八四七	一〇、一二九				
八級	九、三〇六	九、五七三	九、八四七	一〇、一二九	一〇、四二九	一〇、七七七	一一、〇二四				
九級	一〇、四二九	一〇、七七七	一一、〇二四	一一、三二九	一一、六二四	一一、九二八					

別表第三

警察職員、海上保安廳職員（人事院規則で指定する者に限る。）及び刑務職員級別俸給表

俸給月額

職務の級	一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号	十号	十一号
一級	三、五五五円	三、六七七円	三、七八〇円	三、九九〇円	四、二〇五円	四、三二〇円	四、四三五円	四、五五〇円	四、六六五円	四、七七〇円	
二級	四、〇六八	四、一七七	四、二八五	四、三九五	四、五〇五	四、六一五	四、七二五	四、八三五	四、九四五	五、〇五五	
三級	五、一四五	五、二五五	五、四四四	五、六〇〇	五、七〇〇	五、八〇〇	五、九〇〇	六、〇〇〇	六、一〇〇	六、二〇〇	
四級	五、九五五	六、二六九	六、五七四	六、八八〇	七、〇八八	七、二九八	七、五〇八	七、七二八	七、九四八	八、一五八	
五級	七、〇一八	七、二二六	七、四三六	七、六四六	七、八五六	八、〇六六	八、二七六	八、四八六	八、六九六	八、八〇六	
六級	八、三二三	八、五四三	八、七五三	八、九六三	九、〇七三	九、二八三	九、四九三	九、六〇三	九、七一三	九、八二三	
七級	九、三〇六	九、五二六	九、七四六	九、九六六	一〇、〇八六	一〇、二〇六	一〇、四二六	一〇、六四六	一〇、八六六	一〇、九八六	
八級	九、八四七	一〇、〇二七	一〇、二二七	一〇、四二七	一〇、六二七	一〇、八二七	一〇、九二七	一一、〇二七	一一、二二七	一一、四二七	
別表第四	船員級別俸給表										

俸給月額

職務の級	一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号
一級	二、八四四円	二、九六六円	三、〇〇九円	三、〇九六円	三、一八四円	三、二七五円	三、四五五円	三、五五〇円	三、六六五円
二級	三、〇〇九	三、〇九六	三、一八四	三、二七五	三、四五五	三、五五〇	三、六六五	三、七七〇	三、八八〇
三級	三、三五九	三、四五六	三、五五五	三、六六〇	三、七七〇	三、八八〇	三、九九〇	四、一〇〇	四、二〇〇
四級	三、九九一	四、一〇〇	四、二〇〇	四、三〇〇	四、四〇〇	四、五〇〇	四、六〇〇	四、七〇〇	四、八〇〇
五級	四、七七〇	四、八七〇	四、九七〇	五、〇七〇	五、一七〇	五、二七〇	五、三七〇	五、四七〇	五、五七〇

別表第五

鉄道現業職員級別俸給表

俸給月額

職務の級	一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号
一級	二、五四一円	二、六二三円	二、七〇八円	二、七九五円	二、八四四円	二、九二六円	三、〇〇九円	三、一八四円	三、二七五円
二級	二、八四四	二、九二六	三、〇〇九	三、一八四	三、二七五	三、三七〇	三、四七〇	三、五七〇	三、六七〇
三級	三、一八四	三、二七五	三、三七〇	三、四七〇	三、五七〇	三、六七〇	三、七七〇	三、八七〇	三、九七〇
四級	三、五七五	三、六七〇	三、七七〇	三、八七〇	三、九七〇	四、〇七〇	四、一七〇	四、二七〇	四、三七〇
五級	四、三七〇	四、四七〇	四、五七〇	四、六七〇	四、七七〇	四、八七〇	四、九七〇	五、〇七〇	五、一七〇
六級	四、七七〇	四、八七〇	四、九七〇	五、〇七〇	五、一七〇	五、二七〇	五、三七〇	五、四七〇	五、五七〇
七級	五、四四四	五、六〇〇	五、七〇〇	五、八〇〇	五、九〇〇	六、〇〇〇	六、一〇〇	六、二〇〇	六、三〇〇
八級	六、三六九	六、四六八	六、五六八	六、六六八	六、七六八	六、八六八	六、九六八	七、〇六八	七、一六八
九級	七、二九	七、四一六	七、六二六	七、八二六	七、〇二八	七、二二八	七、四二八	七、六二八	七、八二八
十級	八、〇八一	八、二二一	八、四二一	八、六二一	八、八二一	八、一〇二一	八、三〇二一	八、五〇二一	八、七〇二一
十一級	八、七九六	九、〇七六	九、二七六	九、四七六	九、六七六	九、八七六	九、一〇七六	九、三〇七六	九、五〇七六
十二級	九、八四七	一〇、〇二七	一〇、二二七	一〇、四二七	一〇、六二七	一〇、八二七	一〇、九二七	一一、〇二七	一一、二二七

別表第六

俸給の新旧切替表

| 号俸 | 昭和二十三年十二月一日現在の俸給額 | 新俸給額 | | | | | | | | | | |

昭和二十三年十二月二十日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長松平恒雄殿

十二月三日提出した昭和二十三年十一月以降の政府職員の俸給等に関する法律案を別紙のとおり修正することに、國会法第五十九條によつて、本日衆議院の承諾を得たから、予備審査のため送付する。

昭和二十三年十一月以降の政府職員の俸給等に関する法律案修正

昭和二十三年十一月以降の政府職員の俸給等に関する法律案を別冊のように修正する。

〔別冊〕

政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案

政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律

政府職員の新給與実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一條から第二十九條までを次のように改め、第三十條を第三十六條とする。

（この法律の目的及び効力）

第一條　この法律は、別に法律で定めるものを除き、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二條に規定する一般職に属する職員（以下職員という。）に関し、その人事及び給與に関する方針の統一を図るため、昭和二十三年十二月十日附人事院が國会及び内閣に対し勧告した給與計画を原則的に承認し、これに基き職員の俸給、俸給表の調整、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当、勤務時間、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当並びに給與実施についての規程の制定に関する事項を臨時に定めることを目的とする。

2　この法律は、俸給、扶養手当、勤務地手当及び特殊勤務手当を含みその他のものを含まない職員の給與の総平均を、月額六千三百七円とする原則を定めるものである。

3　この法律の規定は、國家公務員法のいかなる條項をも廃止し、若しくは修正し、又はこれに代わるものではない。この法律の規定が國家公務員法又は同法に基く法律の規定に矛盾する場合においては、その規定は、当然その効力を失う。この法律のすべての規定は、昭和二十五年三月三十一日（法律をもつてそれ以前の期日を定めたときは、その期日）限り、その効力を失う。

4　第九條の規定による職務の分類は、國家公務員法第二十九條その他同法中のこれに関する條項に従い國会の承認を経て定められるべき職務の分類の計画であつて、且つ、同法の要請するところに適合するものとみなし、その改正が人事院によつて勧告され、國会によつて制定されるまで、その効力をもつ。

（人事院の権限）

第二條　人事院は、この法律の施行に関し、左に掲げる権限を有する。

一　この法律の実施及びその技術的解釈に必要な人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること。

二　第九條に規定する俸給表の適用範囲を決定すること。

三　職員の給與の額を研究して、その適当と認める改訂を國会及び内閣に勧告すること、この法律の実施及びその実際の結果に関するすべての事項について調査するとともに、その調査に基いて調整を命ずること並びに、必要に應じ、この法律の目的達成のため適当と認める勧告を附してその研究調査の結果を國会及び内閣に報告すること。

四　新たに職員となつた場合及び職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合の俸給並びに同一級内における昇給の基準に関し人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること。

五　勤務地手当の支給地域及び支給割合の適正な改訂につき國会及び内閣に勧告するため、常に全國の各地における生計費の科学的な研究調査を行うこと。

六　新給與実施本部が給與についてなした決定に対する職員の異議の申立を、人事院の定める手続により、受理し、及びこれを審査すること。

（実施機関）

第三條　この法律の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、内閣総理大臣の所轄の下に、臨時に新給與実施本部を置く。

第四條　新給與実施本部は、この法律による給與の総合調整及びこの法律においてその権限に属せしめられた事項に関する事務をつかさどる。

第五條　新給與実施本部には、本部長一人、次長一人及び所要の部員を置く。

2　本部長は、内閣官房長官、次長は、大蔵省給與局長をもつてあてる。

3　部員は、各廳において給與事務を担当する職員で内閣総理大臣が新給與実施本部に勤務すべきことを命じたものをもつてあてる。この規定は、いかなる意味においても、これらの職員を、國家公務員法の規定の完全な適用から除外するものではない。

4　本部長は、部務を総理する。

5　次長は、本部長を助けて部務を整理する。

6　部員は、上司の命を受けて部務に従事する。

（給與の支拂）

第六條　この法律に基く給與は、第八條第三項及び第四項に規定する場合を除く外、現金で支拂わなければならない。

2　この法律による俸給を基礎とする國庫の收入金又は支拂金は一円未満の端数を生じた場合においては、その端数が五十銭以上のときは一円とし、五十銭未満のときは切り捨てる。

3　いかなる給與も、法律又は人事院規則に基かずに職員に対して支拂い、又は支給してはならない。

4　公務について生じた実費の弁償は、給與には含まれない。

（俸給）

第七條　各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基き、且つ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務條件を考慮したものでなければならない。

第八條　第九條に規定する別表に定められている俸給表には、すべての職務の級の俸給を含むものとする。俸給は、第十九條に規定する勤務時間（以下正規の勤務時間という。）による勤務に対する報酬であつて、この法律に定める扶養手当、勤務地手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当を除いたものとする。

2　第十五條の規定による俸給の調整額及び第十八條の規定による特殊勤務手当は、俸給の一部とする。但し、特殊勤務手当で前條の規定の趣旨に基かないものについては、人事院の定めるところにより、俸給の一部としない。

3　住宅、宿所、食事、制服その他これに類する現物手当が支給される場合においては、これを給與の一部とし、別に法律の定めるところにより、その職員の俸給から控除する。但し、予算又は法令に基いて支給される場合は、この限りでない。

4　前項の規定は、左の各号に掲げる者で、その官職の正規の職務に、左の各号に規定する特殊な勤務が含まれており、且つ、それを正規の勤務時間以外においても行わなければならない職員には適用しない。

一　生命又は財産の保護のため正規の勤務時間以外においても勤務することを要する職員

二　研究又は実験のため臨機の勤務に服することを要する職員

三　正規の職務上へき地に勤務す

ることを要する職員

四　廳舎の管理責任者であつて、その職務の遂行のため廳舎内に居住することを要する職員

第九條　職員の職務は、十五級に分類し、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、新給與実施本部長が定める。

2　この法律に定める俸給表は、左に掲げる一般俸給表及び特別俸給表とし、他のいかなる俸給表も認められない。

一　一般俸給表(別表第一)

二　特別俸給表

税務職員及び経済調査官級別俸給表(別表第二)

警察職員、海上保安廳の制服職員及び刑務職員級別俸給表(別表第三)

船員級別俸給表(別表第四)

鉄道現業職員級別俸給表(別表第五)

3　前項の俸給表に掲げる額は、月額とする。

4　一般俸給表は、特別俸給表の適用を受ける者以外のすべての職員に適用する。但し、第二十八條に規定する職員には、これらの俸給表を適用しない。

第十條　職員の新俸給額は、昭和二十四年一月一日現在の俸給の月額(その月額は、昭和二十四年一月一日現在において、改正前のこの法律並びにこれに基く政令及び規則の規定に従い、再計算せらるべきものとする。)に対應する別表第六に掲げる新俸給額とする。昭和二十四年一月一日現在における職員の俸給の月額が別表第六のいずれの号俸にも該当しない場合には、直近号俸をもつてその職員の新俸給額とする。但し、二つの号俸の俸給額のいずれにもひとしく近い場合には、直近上位の号俸をもつてその職員の新俸給額とする。

2　前項の規定によつて職員が第九條の規定による俸給表の適用を受ける場合においても、その属する職務の級は、変更されない。

3　職員の新俸給が、その職員に適用される俸給表に掲げる職務の級に相当する俸給の幅の最高額をこえる場合においても、第一項に規定する方法により決定した新俸給を支拂うものとする。

4　前項に規定する新俸給額を受ける場合においては、職員が同一の職務の級にある間は、昇給することはない。

第十一條　前條の規定は、十五級に格付される官職については適用しない。

2　前項の格付は、第七條の規定の趣旨に基き、新給與実施本部長が行う。

第十二條　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務総裁、各省大臣、最高裁判所長官、会計検査院長若しくは人事院総裁(以下各廳の長という。)又は各廳の長の委任を受けた者は、この法律の公布とともに、新給與実施本部長の定めるところに従い、職員が遅くともこの法律の公布された月の翌月二十五日までにこれに基いて俸給の支給を受けるように、この法律を適用しなければならない。

第十三條　新たに職員となつた場合及び職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合の俸給並びに同一級内における昇給の基準は、これに関する人事院規則が制定施行される日までは政令で定める。

第十四條　俸給の支給に関しては、官吏俸給令(昭和二十一年勅令第百九十二号)又は國会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第二十五條の規定による國会職員給與規程による俸給支給の例による。但し、毎月二回以上の俸給支給の定又は慣習のある場合には、その例によることができる。

(俸給の調整額)

第十五條　人事院は、第九條に規定する俸給表の額が左の各号に規定する特殊の官職に対して適当でないと認めるときは、その特殊性に基いて、その俸給表に掲げられている俸給額につき適正な調整額表を定めることができる。但し、その特殊性が、その職務の級に属する同種の職務を行う官職にひとしく含まれている場合においては、その官職をこの法律に規定する俸給表の級に格付するに際し、その特殊性を考慮に入れることを妨げるものではない。この場合においては、その俸給の月額を本條の規定によつて調整することはできない。

一　その職務及び責任の度がこの法律に規定する俸給表のある級に相当する場合において、同一級の官職に属する他の職員が通常勤務する場所に比してへき遠又は交通困難な場所において勤務する職員の官職

二　同一級の官職に通常含まれている労働の困難又は危険の度に比して著しい困難又は危険を含む職務にかかる官職

2　前項の規定による俸給の調整額は、その調整前における俸給の月額の百分の二十五をこえてはならない。

3　人事院は、教育職員その他特殊な職務に従事する職員に対するこの法律の俸給表の適用について研究し、これらの職員の俸給表その他これに関する事項につき必要と認める勧告を國会及び内閣に同時にしなければならない。

(扶養手当)

第十六條　扶養手当は、扶養親族のある職員のすべてに対して支給する。

2　扶養手当の支給については、左に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

一　配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

二　満十八歳未満の子及び孫

三　満六十歳以上の父母及び祖父母

四　満十八歳未満の弟妹

五　不具廃疾者

3　扶養手当の月額は、前項第一号に該当する扶養親族については六百円とし、同項第二号から第五号までに該当する扶養親族については一人につき四百円とする。但し、満十八歳未満の子のうち一人については六百円とする。

(勤務地手当)

第十七條　勤務地手当は、生計費が著しく高い特定の地域に在勤する職員に対し支給する。

2　勤務地手当の月額は、俸給の月額と扶養手当の月額との合計額に一定の割合を乗じた額とする。

3　勤務地手当の割合及び地域の区分は、なお従前の例による。

(特殊勤務手当)

第十八條　特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給の方法は、その特殊勤務手当が俸給表の俸給に組み入れられ、又は第十五條の規定による調整が行われるまでは、政府職員の特殊勤務手当に関する政令(昭和二十三年政令第三百二十三号)又は國会職員法第二十五條の規定による國会職員給與規程の定めるところによる。

(一週間の勤務時間)

第十九條　職員の勤務時間は、休憩時間を除き、一週間について四十時間を下らず四十八時間をこえない範囲内において、人事院規則で定める。

2　各廳の長は、その官廳の特殊の必要に應ずるため、人事院の承認を経て、一週間について四十時間を下らず四十八時間をこえない範囲内において、前項の規定によつて定めた勤務時間を変更し、又は延長することができる。

3　前二項の勤務時間は、特に支障

のない限り、月曜日から土曜日までの六日間においてその割振を行い、日曜日は、勤務を要しない日とする。但し、各廳の長は、特殊の職務に従事する職員につき、人事院規則の定めるところにより、勤務を要しない日を別に定めることができる。

（給與の減額）

第二十條　職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除く外、その勤務しない一時間につき、第二十四條に規定する勤務一時間当りの給與額を減額して給與を支給する。

（超過勤務手当）

第二十一條　正規の勤務時間をこえて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間に対して、勤務一時間につき、第二十四條に規定する勤務一時間当りの給與額に左の割合を乗じた額に相当する金額を超過勤務手当として支給する。

一　正規の勤務時間をこえ実働一日八時間になるまでの部分　百分の百

二　実働一日八時間をこえる部分　百分の百二十五

但し、その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には　百分の百五十

（休日給）

第二十二條　職員には、正規の勤務日が休日に当つても、正規の給與を支給する。

2　休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務したすべての時間に対して第二十四條に規定する勤務一時間当りの給與額の百分の百二十五を休日給として支給する。正規の勤務時間外に勤務をしても、休日給は、支給されない。

3　前二項において「休日」とは、國民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する日をいう。

（夜勤手当）

第二十三條　正規の勤務時間において、午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務したすべての時間に対して第二十四條に規定する勤務一時間当りの給與額の百分の二十五を夜勤手当として支給する。

（勤務一時間当りの給與額の算出）

第二十四條　前四條に規定する勤務一時間当りの給與額は、俸給及び勤務地手当の月額に十二を乗じ、その額を一週間の勤務時間に五十二を乗じたもので除した額とする。

（俸給の更正決定）

第二十五條　新給與実施本部長は、各廳の長又はその委任を受けた者が第十二條の規定により決定した職員の俸給が第九條又は第十條の規定に合致しないと認めたときは、その俸給を更生し、又はその俸給の更正を命ずることができる。

（審査の請求）

第二十六條　第十條の規定による俸給の決定（前條の規定による俸給の更正決定を含む。）に関して苦情のある職員は、新給與実施本部長に対し審査の請求をすることができる。

2　前項の請求があつたときは、新給與実施本部長は、前條に準じて、これに関する決定をなし、これを本人及び関係各廳に通知しなければならない。

第二十七條　前條第二項の決定に関して苦情のある職員は、人事院に異議の申立をなし、その決定を求めることができる。

2　前條第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、「新給與実施本部長」とあるのは「人事院」と、「関係各廳」とあるのは「新給與実施本部及び関係各廳」と読み替えるものとする。

（非常勤職員の給與）

第二十八條　委員、顧問若しくは参與の職にある者又は人事院の指定するこれらに準ずる職にある者で常勤を要しない職員については、勤務一日につき千円をこえない範囲内において、各廳の長が新給與実施本部長の承認を得て手当を支給することができる。これらの職員には、他のいかなる給與も支給しない。

（給與の額及び割合の検討）

第二十九條　國会は、給與の額又は割合の改訂が必要であるかどうかを決定するために、この法律の制定又は改正の基礎とされた経済的諸要素の変化を考慮して、人事院の行つた調査に基き、定期的に給與の額及び割合の検討を行うものとする。この目的のために、人事院は、総理廳統計局、労働省その他の政府機関から提供を受けた正確適切な統計資料を利用して、事実の調査を行い、給與に関する勧告を作成する。

（罰則）

第三十條　この法律又は人事院規則若しくは人事院指令に違反して、給與を支拂い、若しくはその支拂を拒み、又はこれらの行爲を容認した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

附　則

第三十一條　この法律は、公布の日から施行する。但し、第十二條、本條第二項及び新給與実施本部に関する規定以外の規定は、昭和二十四年一月一日から適用する。

2　各廳の長は、新給與実施本部長の定めるところにより、各職員に対し、昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第九十五号）に基き昭和二十三年十二月分としてこれに支給される俸給、扶養手当及び勤務地手当の額の六・六三割に相当する金額を、同年十二月中に前拂すべきものとする。この前拂は、この規定によつて前拂を受ける各職員につき、昭和二十四年一月分及び二月分として支拂われるべき給與のうちからなされるものとし、当該前拂金については、昭和二十四年一月において五割、同年二月において五割に相当する金額が返還されるべきものとする。

3　この法律による昭和二十四年三月分の給與の支拂に要する予算に不足があるときは、同月分として各職員に対し支拂われるこれらの給與は、新給與実施本部長の定めるところにより、所要経費に対する予算の不足額の比率をこの法律の定めるこれらの給與の額に乗じて得た額を、この法律の定めるこれらの給與から差し引いたものとする。

第三十二條　職務の性質により勤務時間が第十九條の勤務時間の最高限をこえることを必要とし、且つ、その勤務時間が俸給算定の基礎となつている職務については、その勤務時間は、なお従前の例による。

第三十三條　未帰還職員の給與の取扱については、この法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三十四條　左に掲げる法令は、廃止する。

政府職員の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第十二号）

昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律

明治九年太政官達第二十七号（日曜日休暇の件）

昭和二十三年六月以降の年齢による最低保証給に関する政令（昭和二十三年政令第二百三十四号）

2　労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に関する法律（昭和二十二年法律第百六十七号）及び大正十一年勅令第六

号(官廳執務時間並びに休暇に関する件)中この法律にていい触する部分は、その効力を失う。

第三十五條　國家公務員法の一部を次のように改正する。

國家公務員法第二十九條第五項中「政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)第十四條」を、「政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)第九條」に改める。

別表を次のように改める。

別表第一

一般俸給表

職務の級	俸給月額 一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号	十号
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
一級	二、四〇〇	二、四七〇	二、五四一	二、六二三	二、六八八	二、七五五				
二級	二、五四一	二、六二三	二、六八八	二、七五五	二、八四四	二、九二六	三、〇〇九			
三級	二、八四四	二、九二六	三、〇〇九	三、〇九六	三、一八四	三、二七五	三、三六九			
四級	三、一八四	三、二七五	三、三六九	三、四六六	三、五五五	三、六六七	三、七七一			
五級	三、五五五	三、六六七	三、七七一	三、八八〇	三、九八一	四、〇七五	四、一七〇	四、二六四	四、三三三	四、四〇八
六級	四、三三三	四、四〇八	四、五〇七	四、六〇五	四、七〇〇	四、七九五	四、八八〇	四、九八一	五、〇七五	五、一七〇
七級	五、一四五	五、二五一	五、三四四	五、四三〇	五、五二〇	五、六二〇	五、七二〇	五、八二〇	五、九二〇	六、〇二〇
八級	五、九二五	六、〇二〇	六、一二〇	六、二二〇	六、三二〇	六、四二〇	六、五二〇	六、六二〇	六、七二〇	六、八二〇
九級	六、八二〇	七、〇二〇	七、二二〇	七、四二〇	七、六二〇	七、八二〇	八、〇二〇	八、二二〇	八、四二〇	八、六二〇
十級	七、八二〇	八、二二〇	八、五二〇	八、七二〇	八、九二〇	九、一二〇	九、三二〇	九、五二〇	九、七二〇	九、八二〇
十一級	九、五二〇	九、八二〇	一〇、一二〇	一〇、四二〇	一〇、七二〇	一一、〇二〇				
十二級	一一、〇二〇	一一、三二〇	一一、六二〇	一一、九二〇	一二、二二〇	一二、五二〇	一二、八二〇			
十三級	一二、六二〇	一二、九二〇	一三、〇二〇	一三、三二〇	一三、六二〇	一三、八二〇	一四、一二〇	一四、四二〇	一四、六二〇	一四、八二〇
十四級	一四、六二〇	一五、〇二〇	一五、四二〇	一五、八二〇	一六、二二〇	一六、八二〇				
十五級	一八、三二〇	一九、四二〇	二一、七二〇	二三、六二〇						

別表第二

税務職員及び経済調査官級別俸給表

職務の級	俸給月額 一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号	十号	十一号	十二号
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
一級	二、八四四	二、九二六	三、〇〇九	三、一八四	三、二七五	三、三六九	三、四六六	三、五五五				
二級	三、五五五	三、六六七	三、七七一	三、八八〇	三、九八一	四、〇七五	四、一七〇	四、二六四	四、三三三	四、四〇八		
三級	四、三三三	四、四〇八	四、五〇七	四、六〇五	四、七〇〇	四、七九五	四、八八〇	四、九八一	五、〇七五	五、一七〇		
四級	五、一四五	五、二五一	五、三四四	五、四三〇	五、五二〇	五、六二〇	五、七二〇	五、八二〇	五、九二〇	六、〇二〇	六、一二〇	六、二二〇
五級	五、九二五	六、〇二〇	六、一二〇	六、二二〇	六、三二〇	六、四二〇	六、五二〇	六、六二〇	六、七二〇	六、八二〇	六、九二〇	七、〇二〇
六級	六、八二〇	七、〇二〇	七、二二〇	七、四二〇	七、六二〇	七、八二〇	八、〇二〇	八、二二〇	八、四二〇	八、六二〇	八、八二〇	八、三二〇
七級	七、三二〇	七、四二〇	七、五二〇	七、六二〇	七、七二〇	七、八二〇	七、九二〇	八、〇二〇	八、一二〇	八、二二〇	八、三二〇	八、四二〇
八級	八、五二〇	八、六二〇	八、七二〇	八、八二〇	八、九二〇	九、〇二〇	九、一二〇	九、二二〇	九、三二〇	九、四二〇	九、五二〇	九、六二〇
九級	九、七二〇	九、八二〇	九、九二〇	一〇、〇二〇	一〇、一二〇	一〇、二二〇	一〇、三二〇	一〇、四二〇	一〇、五二〇	一〇、六二〇	一〇、七二〇	一〇、八二〇
十級	一〇、九二〇	一一、〇二〇	一一、一二〇	一一、二二〇	一一、三二〇	一一、四二〇	一一、五二〇	一一、六二〇	一一、七二〇	一一、八二〇	一一、九二〇	一二、〇二〇
十一級	一二、一二〇	一二、二二〇	一二、三二〇	一二、四二〇	一二、五二〇	一二、六二〇	一二、七二〇	一二、八二〇	一二、九二〇	一三、〇二〇	一三、一二〇	一三、二二〇
十二級	一三、三二〇	一三、四二〇	一三、五二〇	一三、六二〇	一三、七二〇	一三、八二〇	一三、九二〇	一四、〇二〇	一四、一二〇	一四、二二〇	一四、三二〇	一四、四二〇
十三級	一四、五二〇	一四、六二〇	一四、七二〇	一四、八二〇	一四、九二〇	一五、〇二〇	一五、一二〇	一五、二二〇	一五、三二〇	一五、四二〇	一五、五二〇	一五、六二〇
十四級	一五、七二〇	一五、八二〇	一五、九二〇	一六、〇二〇	一六、一二〇	一六、二二〇	一六、三二〇	一六、四二〇	一六、五二〇	一六、六二〇	一六、七二〇	一六、八二〇
十五級	一六、九二〇	一七、〇二〇	一七、一二〇	一七、二二〇	一七、三二〇	一七、四二〇	一七、五二〇	一七、六二〇	一七、七二〇	一七、八二〇	一七、九二〇	一八、〇二〇

別表第三

警察職員、海上保安廳の制服職員及び刑務職員級別俸給表

職務の級	俸給月額 一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号	十号	十一号
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
一級	二、五五五	二、六二〇	二、六八八	二、七七三	二、八八〇	二、九八一	三、〇七五	三、一七〇	三、二六四	三、三三三	三、四〇八
二級	三、四〇八	三、五〇七	三、六〇五	三、七〇〇	三、七九五	三、八八〇	三、九八一	四、〇七五	四、一七〇	四、二六四	四、三三三
三級	四、三三三	四、四〇八	四、五〇七	四、六〇五	四、七〇〇	四、七九五	四、八八〇	四、九八一	五、〇七五	五、一七〇	五、二六四
四級	五、二五一	五、三四四	五、四三〇	五、五二〇	五、六二〇	五、七二〇	五、八二〇	五、九二〇	六、〇二〇	六、一二〇	六、二二〇
五級	五、九二五	六、〇二〇	六、一二〇	六、二二〇	六、三二〇	六、四二〇	六、五二〇	六、六二〇	六、七二〇	六、八二〇	六、九二〇
六級	六、八二〇	七、〇二〇	七、二二〇	七、四二〇	七、六二〇	七、八二〇	八、〇二〇	八、二二〇	八、四二〇	八、六二〇	八、八二〇
七級	七、三二〇	七、四二〇	七、五二〇	七、六二〇	七、七二〇	七、八二〇	七、九二〇	八、〇二〇	八、一二〇	八、二二〇	八、三二〇
八級	八、五二〇	八、六二〇	八、七二〇	八、八二〇	八、九二〇	九、〇二〇	九、一二〇	九、二二〇	九、三二〇	九、四二〇	九、五二〇
九級	九、七二〇	九、八二〇	九、九二〇	一〇、〇二〇	一〇、一二〇	一〇、二二〇	一〇、三二〇	一〇、四二〇	一〇、五二〇	一〇、六二〇	一〇、七二〇
十級	一〇、九二〇	一一、〇二〇	一一、一二〇	一一、二二〇	一一、三二〇	一一、四二〇	一一、五二〇	一一、六二〇	一一、七二〇	一一、八二〇	一一、九二〇
十一級	一二、一二〇	一二、二二〇	一二、三二〇	一二、四二〇	一二、五二〇	一二、六二〇	一二、七二〇	一二、八二〇	一二、九二〇	一三、〇二〇	一三、一二〇
十二級	一三、三二〇	一三、四二〇	一三、五二〇	一三、六二〇	一三、七二〇	一三、八二〇	一三、九二〇	一四、〇二〇	一四、一二〇	一四、二二〇	一四、三二〇

別表第四

船員級別俸給表

職務の級	俸給月額 一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
一級	二、五五五	二、六二〇	二、六八八	二、七七三	二、八八〇	二、九八一	三、〇七五	三、一七〇	三、二六四
二級	四、四〇八	四、五〇七	四、六〇五	四、七〇〇	四、七九五	四、八八〇	四、九八一	五、〇七五	五、一七〇
三級	五、二五一	五、三四四	五、四三〇	五、五二〇	五、六二〇	五、七二〇	五、八二〇	五、九二〇	六、〇二〇
四級	五、九二五	六、〇二〇	六、一二〇	六、二二〇	六、三二〇	六、四二〇	六、五二〇	六、六二〇	六、七二〇
五級	七、〇二〇	七、一二〇	七、二二〇	七、四二〇	七、六二〇	七、八二〇	八、〇二〇	八、二二〇	八、四二〇
六級	八、三二〇	八、五二〇	八、七二〇	八、八二〇	八、九二〇	九、〇二〇	九、一二〇	九、二二〇	九、三二〇
七級	九、三二〇	九、五二〇	九、七二〇	九、八二〇	九、九二〇	一〇、〇二〇	一〇、一二〇	一〇、二二〇	一〇、三二〇
八級	九、八二〇	一〇、〇二〇	一〇、二二〇	一〇、四二〇	一〇、六二〇	一〇、七二〇	一〇、八二〇	一〇、九二〇	一一、〇二〇

別表第五

鉄道現業職員級別俸給表

職務の級	俸給月額 一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
一級	二、五五一	二、六二〇	二、六八八	二、七七三	二、八八〇	二、九八一	三、〇七五	三、一七〇	三、二六四
二級	二、八四四	二、九二六	三、〇〇九	三、〇九六	三、一八四	三、二七五	三、三六九	三、四六六	三、五五五
三級	三、二七五	三、三六九	三、四六六	三、五五五	三、六六七	三、七七一	三、八八〇	三、九八一	四、〇七五
四級	三、五五五	三、六六七	三、七七一	三、八八〇	三、九八一	四、〇七五	四、一七〇	四、二六四	四、三三三

別表第六

俸給の新旧切替表

| 号俸 | 昭和二十四年一月一日現在の俸給額 | 新俸給額 | | |

別表第一

級別俸給額表

職務の級＼俸給	一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号	十号
一級	一、七二〇円	一、八〇〇円	一、九〇〇円	一、九八〇円	二、〇六〇円	二、一五〇円				
二級	一、九八〇	二、〇八〇	二、一五〇	二、二四〇	二、三三〇	二、四二〇円				
三級	二、二四〇	二、三三〇	二、四二〇	二、五二〇	二、六二〇	二、七二〇				
四級	二、五二〇	二、六二〇	二、七二〇	二、八二〇	二、九二〇	三、〇二〇	三、一〇〇			
五級	二、九二〇	三、〇二〇	三、一〇〇	三、一八〇	三、二六〇	三、三四〇	三、四二〇	三、五二〇円	三、六二〇円	三、七二〇円
六級	三、四二〇	三、六二〇	三、七二〇	三、八二〇	三、九二〇	四、〇二〇	四、一二〇	四、二二〇	四、三二〇	四、四二〇
七級	四、三二〇	四、四二〇	四、六二〇	四、八二〇	四、九二〇	五、一二〇	五、三二〇	五、五二〇	五、六二〇	五、八二〇
八級	五、一二〇	五、三二〇	五、五二〇	五、六二〇	五、八二〇	六、〇二〇	六、二二〇	六、四二〇	六、五二〇	六、七二〇
九級	六、〇二〇	六、二二〇	六、四二〇	六、五二〇	六、七二〇	六、八二〇	七、〇二〇	七、二二〇	七、四二〇	七、五二〇
十級	六、八二〇	七、〇二〇	七、二二〇	七、四二〇	七、六二〇	七、八二〇	八、〇二〇			
十一級	八、〇二〇	八、二二〇	八、四二〇	八、六二〇	八、八二〇	九、〇二〇				
十二級	一〇、三二〇	一〇、五二〇	一〇、七二〇	一〇、九二〇	一一、〇二〇	一一、二二〇				
十三級	一二、〇二〇	一二、二二〇	一二、四二〇	一二、六二〇	一二、八二〇	一三、〇二〇	一三、二二〇			
十四級	一三、七二〇	一四、〇二〇	一四、二二〇	一四、四二〇	一四、六二〇	一四、八二〇	一五、〇二〇			
十五級	一七、〇〇〇	一八、〇〇〇	一九、〇〇〇	二〇、〇〇〇						

別表第二

税務職員及び経済調査官級別俸給額表

職務の級＼俸給	一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号	十号	十一号	十二号
税務又は経済調査官 一級	二、〇〇〇円	二、一〇〇円	二、二〇〇円	二、三〇〇円	二、四〇〇円	二、五〇〇円	二、六〇〇円	二、七〇〇円	二、八〇〇円	二、九〇〇円		
二級	二、七〇〇	二、八〇〇	二、九〇〇	三、〇〇〇	三、一〇〇	三、二〇〇	三、三〇〇	三、四〇〇	三、五〇〇			
三級	三、四〇〇	三、五〇〇	三、六〇〇	三、七〇〇	三、八〇〇	三、九〇〇	四、〇〇〇	四、一〇〇	四、二〇〇			

別表第三

警察職員及び刑務職員級別俸給額表

職務の級＼俸給	一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号	十号	十一号
警察又は刑務 一級	二、九〇〇円	三、〇〇〇円	三、一〇〇円	三、一九〇円	三、二八〇円	三、三七〇円	三、四六〇円	三、五五〇円	三、六五〇円	三、七五〇円	三、八五〇円
二級	三、六二〇	三、七二〇	三、八二〇	三、九二〇	四、〇二〇	四、一二〇	四、二二〇	四、三二〇	四、四二〇	四、五二〇	四、六二〇
三級	四、三二〇	四、四二〇	四、六二〇	四、八二〇	四、九二〇	五、一二〇	五、三二〇	五、五二〇	五、六二〇	五、八二〇	
四級	五、一二〇	五、三二〇	五、五二〇	五、八二〇	六、〇二〇	六、二二〇	六、四二〇	六、六二〇	六、八二〇		
五級	六、〇二〇	六、二二〇	六、四二〇	六、六二〇	六、八二〇	七、〇二〇	七、二二〇	七、四二〇			
六級	七、〇二〇	七、二二〇	七、四二〇	七、六二〇	七、八二〇	八、〇二〇	八、二二〇				
七級	八、〇二〇	八、二二〇	八、四二〇	八、六二〇	八、八二〇	九、〇二〇	九、二二〇				
八級	九、〇二〇	九、二二〇	九、四二〇	九、六二〇	九、八二〇	一〇、〇二〇	一〇、二二〇	一〇、四二〇	一〇、六二〇	一〇、八二〇	一一、〇二〇
九級	九、六二〇	九、八二〇	一〇、〇二〇	一〇、二二〇	一〇、四二〇	一〇、六二〇	一〇、八二〇	一一、〇二〇	一一、二二〇		

別表第四

鉄道現業職員給別俸給額表

職務の級＼俸給	一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号
鉄道 一級	一、九〇〇円	一、九八〇円	二、〇六〇円	二、一五〇円	二、二四〇円	二、三三〇円			
二級	二、二二〇	二、三二〇	二、四二〇	二、五二〇	二、六二〇				
三級	二、五二〇	二、六二〇	二、七二〇	二、八二〇	二、九二〇	三、〇二〇			
四級	二、九二〇	三、〇二〇	三、一〇〇	三、一九〇	三、二八〇	三、三七〇	三、四六〇円	三、五五〇円	
五級	三、二二〇	三、三二〇	三、四二〇	三、五二〇	三、六二〇	三、七二〇	三、八二〇	三、九二〇	四、〇二〇

別表第五

船員級別俸給額表

職務の級＼俸給	一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号
六級	三、七九〇	三、九六〇	四、一三〇	四、三〇〇	四、四八〇	四、六六〇	四、八三〇	四、九九〇	五、一六〇円
七級	四、六六〇	四、八三〇	四、九九〇	五、一六〇	五、三三〇	五、五一〇	五、六八〇	五、八六〇	六、〇三〇
八級	五、五一〇	五、六八〇	五、八六〇	六、〇三〇	六、二〇〇	六、三六〇	六、五三〇	六、七一〇	六、八八〇
九級	六、三八〇	六、五五〇	六、七一〇	六、八八〇	七、〇五〇	七、二二〇	七、四〇〇		
十級	七、〇四〇	七、二二〇	七、四〇〇	七、五七〇	七、七四〇	七、九二〇	八、二五〇		
十一級	七、五七〇	七、七四〇	七、九二〇	八、〇九〇	八、二六〇	八、四四〇			
十二級	八、九五〇	九、一九〇	九、四八〇	九、七七〇	一〇、三三〇				

職務の級＼俸給	一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号
二級	二、四一〇	二、五八〇	二、七五〇	二、九二〇	三、〇九〇	三、二六〇	三、四三〇	三、六〇〇	三、七七〇円
三級	二、七五〇	二、九二〇	三、〇九〇	三、二六〇	三、四三〇	三、六〇〇	三、七七〇	三、九四〇	四、一一〇円
四級	三、二六〇	三、四三〇	三、六〇〇	三、七七〇	三、九四〇	四、一一〇	四、二八〇	四、四五〇	四、六二〇円
五級	三、七七〇	三、九四〇	四、一一〇	四、二八〇	四、四五〇	四、六二〇	四、七九〇	四、九六〇	五、一三〇円
六級	四、二八〇	四、四五〇	四、六二〇	四、七九〇	四、九六〇	五、一三〇	五、二九〇	五、四六〇	五、六三〇円
七級	四、七九〇	四、九六〇	五、一三〇	五、二九〇	五、四六〇	五、六三〇	五、八〇〇	五、九七〇	六、一四〇円
八級	五、三〇〇	五、四七〇	五、六四〇	五、八〇〇	五、九七〇	六、一四〇	六、三一〇	六、四八〇	六、六五〇円
九級	五、八〇〇	五、九七〇	六、一四〇	六、三一〇	六、四八〇	六、六五〇	六、八二〇	六、九九〇	七、一六〇円
十級	六、三一〇	六、四八〇	六、六五〇	六、八二〇	六、九九〇	七、一六〇	七、三三〇	七、五〇〇	七、六七〇円
十一級	六、八三〇	六、九五〇	七、一二〇	七、三三〇	七、五〇〇	七、六七〇	七、八四〇	七、九六〇	八、一三〇円
十二級	七、四五〇	七、六二〇	七、七九〇	七、九六〇	八、一三〇	八、二九〇	八、四六〇	八、六三〇	八、八〇〇円

別表第六

年齢別最低保証給額表

年齢	最低保証給額
一三歳	一、七二〇円
一四	一、七二〇
一五	一、七二〇
一六	一、七二〇
一七	一、八一〇
一八	一、九〇〇
一九	一、九〇〇
二〇	一、九〇〇
二一	一、九〇〇
二二	一、九〇〇
二三	一、九八〇
二四	二、〇七〇
二五	二、一五〇
二六	二、二四〇
二七	二、三三〇
二八	二、四一〇
二九	二、五〇〇
三〇	二、五八〇
三一	二、六七〇
三二	二、七六〇
三三	二、八四〇
三四	二、九三〇
三五	三、〇二〇
三六	三、一〇〇
三七	三、一九〇
三八	三、二七〇
三九	三、三六〇
四〇	三、四四〇

〔櫻内辰郎君登壇、拍手〕

○櫻内辰郎君　只今議題となりました政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

去る十二月六日より、先に政府の提出せる「昭和二十三年十一月以降の政府職員の俸給等に関する法律案」の予備審査を継続して來たのでありますが、十二月二十日、政府より政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案が提出せられ、更にこれに対し衆議院において修正の上、十二月二十一日本院に送付されましたので、人事、労働両委員会と連合審査を行います等、慎重に審議をいたしまして、十二月二十一日討論に入り、採決の結果、多数を以て衆議院より送付を受けたる原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

先ず、衆議院送付の修正案の内容について申上げます。本案は、物價の騰貴による政府職員の生活事情を緩和するため、民間給與水準、國家の財政事情等を考慮して、現行の給與水準三千七百九十一円を六千三百七円に引上ぐる外、給與に関する規定の整備をなさんとするものであります。即ち俸給は平均六割一分程度の増加となつておりますが、各級別の引上率は実情に副うよう、下に厚く上に薄くなつておるのであります。又扶養手当は、配偶者及び十八歳未満の子の分を一人については月額六百円、その他の扶養親族については一人当り四百円となつておりますが、勤務地手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日における勤務手当等は概ね現行の通りであります。尚、従來特定の職員に対し現物給與が支給されておりますが、予算又は法令に基いて支給される場合を除き、俸給から差引くことになつており、又勤務時間については民間と同様に、一週間の実働時間を四十時間以上四十八時間以下の範囲内において、人事院規則で定めることになつておるのであります。以上が今回の給與改善の主なる内容でありますが、年末における政府職員の窮迫せる生活状況をも考慮し、十二月には現在給與の十六割六分三厘を支拂い、明年一月及び二月には、この法律に定める給與額からおの〳〵一割七分五厘を差引くことになつておるのであります。尚、政府職員に対する給與の実施機関として新給與実施本部を置くことは従來通りでありますが、地域給審議会及び新給與苦情処理委員会を廃止し、人事院の給與に関する権限を明確にしたことが、特に注目すべき点であります。

さて本案審議に当り、各委員より熱心なる質疑があり、政府又それに対し

適切なる答弁がありましたが、速記録に譲ることを御承知を願いたいのであります。かくて質疑を終局し、十二月二十一日討論に入り、小川友三、高瀬荘太郎、波多野鼎、油井賢太郎各委員よりそれ〴〵賛成、木村禧八郎、中西功各委員よりそれ〴〵反対の意見が述べられ、討論を終局し、採決の結果、多数を以て衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。右御報告いたします。（拍手）

○議長（松平恒雄君）　本法案に対し討論の通告がございます。岩間正男君。

〔岩間正男君登壇、拍手〕

○岩間正男君　私は無所属懇談会を代表して本法案に対し反対するものであります。

先頃行われた國家公務員法の改正に当りまして、当局者は人事院の存在を強調し、その適正な運用と機能の遂行によつて、罷業権、團体交渉権を奪われた官廳労働者の諸権利、なかんずく生活権を守り得るであろうことを言明したのであります。従つてその最初の実施に当り、人事院の動向はひとしく世の注目するところであつたのであります。然るに本國会の開会に当りまして、政府は人事院の勧告を無視して五千三百円ベースの法案を提出したのでありますが、その後幾多の紆余曲折を経て、本日、本院に送付せられました法案を見ますに、その骨子は殆んど変更され、いわゆる人事院案を基とする修正案なのであります。今その提案理由を見ますに、先般人事院より政府に、勧告せられました政府職員の給與改訂案を原則的に取入れた給與の修正案を立案して云々と述べております。併しそれは巧みにその間の責任を回避せんとしているのであります。長期に亘る政治的駆引によつて、完膚なきまでに原案を修正された政府の面目は果していずくにあるか。それは一應それとして、いわゆる六千三百七円の修正案なるものを見ますに、その欺瞞性に驚かざるを得ないのであります。成る程その名目は一應六千三百円ということになつておる。併しその実質内容は、いわゆる政府案による五千三百円を骨子としたところの二百六十五億の枠内に抑えられている。いわば六千三百円の内容を五千三百円の枠内にぎゆうぎゅう追込んだところの妥協的な、一時糊塗的な方法によつて、羊頭を掲げて狗肉を賣るというような「ぬえ」的欺瞞性を露呈しているのであります。（「その通り」と呼ぶ者あり、拍手）このようにして公務員法実施早々にして、我々は端なくも人事院の性格を、その本性を見ざるを得ないのであります。我々の欲するところは名目でなく、その実質である。実質の伴わない如何なる名目賃金も勤労大衆の腹の足しにはならないのである。（「その通り」と呼ぶ者あり）このようにして中味のない名目上の問題、実質賃金を高めることではなくて、単に配分と面子の問題で、國会は選挙を前にして、この半ケ月間貴重な時間を空費して來たのであります。このことによつて勤労大衆の生活は、年末を目前に控えて、例えようのない窮地に追込まれておる。又國民大衆は、今更に選挙を目指した党利党略中心の政治的駆引にあき足らず、國会の信威もこれと共に地を拂つているのであります。これは私の、単なる私の言い分でなくて、院外の大衆の声であるということを率直に我々は聞くべきであろうと思う。大衆と直結しない如何なる民主政治も我々は考えることができないのであります。一方官廳労働者の実情はどうかと言いますに、八月以來の七千三百円の要求は何ら容れられることなく、七月の三千七百九十円ベースの一時的措置以來、半ケ年も放置され続けているのであります。この間、物價改訂による諸物價の値上りは、予定の七〇％を遥かに突破して、二倍の線を割つているような次第であります。これでは箱生活はおろか、日夜生身を削るようないわゆる刺身生活を続けているのであります。長い間の待望である改訂賃金の八月への遡及は無惨にも踏みにじられ、僅かに十二月一日よりの実施も、年末調整による賃金の大幅控除によつて、その実質は平常の月にも及ばないという現状である。その上、六千三百円ベースの実施による勤労所得税の問題が、今厳しく勤労階級の首を締めているのであります。元來、現行所得税は二千九百二十円ベース時代の税制でありますが、若しこの基本的態度を情勢の変化に應じて合理化、適正ならしめるためには、税法もこれと共にスライドせねばならぬ筈であります。二千九百二十円ベースの約二・二倍に当る六千三百円ベースでは、基礎控除、扶養控除、税率等において、少くともそれとスライドした方法が行われねばならぬ筈であります。（拍手）にも拘わらず何らこの間の考慮が拂われることなく、勤労大衆の苛酷な負担が強化されているのであります。

以上述べて來たような実情によつて、いわゆる刺身生活による勤労大衆の生活破綻は何ら償われることなく歳末を迎えんとしているのであります。昨年はとにかく二・八ケ月の補給金があつたのでありますが、今年あるものは年末調整や、苛酷な所得税による中味のない俸給袋だけであります。このような官廳労働者が政府及び國会の処置を待ち望む氣持はどうであろうか。然るに先にも述べたように、政府、野党の政治的駆引が徒らに事態を今日まで延引しておるのであります。地方廃遠の公務員諸君のごときは、もう年内に間に合わない実情にある。政治はスピードであります。変轉極まりない日本経済の現状にあつては、スピードは又一つの大きな待遇であります。然るにこれが延引され、未曾有の年末を控えて飢餓か死かの一歩手前にある勤労大衆に対して、このような法案で、いや應なしに押付けるような結果を來しておることは甚だしい不合理と言わなければなりません。法案を早く通して呉れという声が事実勤労大衆の側から挙つておる。若しこの声を法案に賛成しての上であると考える人があつたら、それは事実を理解しないのも甚だしいと言わねばなりません。勤労階級はこの法案には心中決して賛成していない。ただ飢死を選ぶよりは現実を選んでおるに外ならないのであります。このような窮地に追込んで置いて目の前に餌をぶら下げるようなことは、決して正しい政治のあり方でないことは余りにも明らかであります。（「修正案を出せよ」と呼ぶ者あり）私は日本が当面する経済復興の原動力としての明日の労働力を正しく再生産する立場から、勤労大衆の自主的立上りによる生産復興方式を確立するために、この問題を冷静に科学的に取上げざるを得ない。

結論として、本法案の中に包含されている幾多の基本的な問題について、我々は反対せねばならんのであります。

先ず第一は本法案には公務員の最低生活の保証がない。第二に、若干の修正はあつたにしても、給與の体系は依然として上に厚く、下に薄い方式が採られている。その結果、職階制の強化による官僚勢力温存への逆戻りが明らかに認められるのであります。第三に、勤務時間における既得権の否定による第十九條又は第三十二條の労働強化が今甚だしくもたらされようとしておる。（「その通り」と呼ぶ者あり）最後に、これらの諸條件を前提として、大量馘首が官廳労働者の大犠牲によつてもたらされようとしている。これは社会政策の乏しい日本の現状において何を意味するかは余りにも明らかであると思うのであります。

以上挙げました三つの主なる根拠を理由としまして、私はこうした見地に立ちまして、この法案に対して反対を表明するものであります。

○議長（松平恒雄君）　中西功君。

（中西功君登壇、拍手）

○中西功君、私は日本共産党を代表してこの法案に反対するものであります。

今岩間議員が述べられましたごとく、今日の政府職員の窮状は正に言語に絶するものがあるのであります。我我が直接、接しておる面におきましても、殆んど毎日のように、この國会に実に激しい陳情が彼ら自身によつて

なされております。給料袋を今日においては一ヶ月二つに分けて、而もその中から交通費を引くならば殆んど残つていない、これが今日の政府職員の現狀です。どうして彼らたちがこの窮狀を打開しておるか。一つは僅かにある超過勤務手当、そうしたものによつて非常に激しい労働強化をやつたり、或いは実際に種々の内職を行なつておる。或る場合には実に言うに堪えない忌わしい職業までやつて、僅かに露命を繋いでおるというのが政府職員の、特に下級職員の本当の姿であります。これに対して早くから改善の声が叫ばれておつた。そういう中において、政府が元々出したところの五千三百三十円案、その精神はこの度の修正案の中においても全部貫いておるのであります。今出されておる野党の修正案は、岩間議員が言われましたごとく、正に羊頭を掲げて狗肉を賣る類でありまして、政府委員がはつきり申しておるごとく、五千三百三十円案と実質において何ら変りがないのであります。この五千三百三十円案を吉田内閣が出すに当りましては、わざ〳〵人事委員会からの別の勧告があつたにも拘わらず、無理にこれを出したのでありますが、果して如何なる根拠からこれ程無理をして出したか。決して財源がないのではない。専ら吉田内閣が堅持しておるところの低賃金政策の根本からこれは出ておるのでありまして、それは我々の許に届けられておるところの、各民間の資本家團体から六千三百七円案に対する激しい反対、これが吉田内閣の根本精神であります。（「違う〳〵」「ノーノー」「その通り」と呼ぶ者あり）それがこの低賃金政策、特に日本の独占資本家のために、（「ノー〳〵」と呼ぶ者あり）勤労大衆を餌にしても構わないという、（「違う〳〵」と呼ぶ者あり）この精神によつて五千三百三十円案が作られたのでありますが、この五千三百三十円の案を一体我々は如何に批評したらいいのか。私は思うのに、これは泉山法案と言つた方がいいのではないかと思うのであります。（「何を言うか」と呼ぶ者あり）日本國会始まつて以来、（「脱線するなよ」と呼ぶ者あり）曾てない醜態をさらしたところの、そして又曾てない貧弱な小物を集めたところの内閣、最近において出現したこの五千三百三十円案に対しては、何ら一つだつて合理的な基礎を求めることができない。そういうふうなこの案、（「何だこの案とは」と呼ぶ者あり）これは正に不逞な法案と言つてもいい。（「そうだ」と呼ぶ者あり）正にこれは、（「降りろ」と呼ぶ者あり）白痴の法案と言つてもいいものだ。これが五千三百三十円案なんだ。

更に二十日の時間を費して、そうして今日でき上つたところのこの修正案、決してこれは六千三百七円案ではない。而もです、この時間を空費して一体與えたものは何であるか。明らかに労働強化である。而して首切りである。実質において、今日まで政府職員が無理して、超過勤務手当を稼いで、やつと露命を繋いで來た。この現狀をただこの法案の中に記しただけである。これがこの法案の本質である。我我は一体この野党なるものの修正案を一体どう表現したらいいのか。どう言つたらいいのか。（「止めろ」「そうだ」と呼ぶ者あり）これは正にインチキ法案だ。（「インチキとは何だ」「その通り」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）このようなインチキ法案を作るために、実質的に何ら変りのない法案を作るために、今日まであのような騒動をして來ている。（「修正案を出したらよい」と呼ぶ者あり）これこそ、これこそ私はあの不正腐敗の根元をなしたところの芦田内閣の正統を継ぐものだと思うのであります。（「宜傳々々」「中西君の專門」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

ところで、（「これは本論だ」「何が本論だ」と呼ぶ者あり）私は公務員法の問題に関連して述べたい点は、このような法案を作るところの人々が、結局において公務員法の制定から來ているということであります。多くの人々は、公務員法を作つたからには、人事をよくする、給與をよくするというようなことを言いますが、全く逆であるということが極めて明瞭にここに示されておる。公務員法を作るが故に、そして労働者を鉄鎖に縛り付けるが故に、このような目茶苦茶な法案が出せるのであり、同時に又出すのであります。こういうことが極めて明瞭になつたと思うのであります。更にこの一月近い審議を通じて、私たちが明瞭に知つたことは、更に日本の國民がはつきり知つたことは何であつたか。それは如何にも日本の保守政党初め、それに喰い付いておるところの人々が、如何にも自主性がないということである。（「そうだそうだ」「お前は自主性があるのか」と呼ぶ者あり）実際に日本の國民は今日実に情けなく感じていると思う。（「もういいもういい」と呼ぶ者あり）何という、とにかく情けない狀態であるか。（「もつと意味のあることを言え」「泣け〳〵」と呼ぶ者あり）日本の國民は、このような指導者に導かれて行く道が実に破滅の道であるということを、今日程痛切に知つたことはないだろうと思うのであります。今日の日本の勤労大衆は、このような自分たちの不幸が、勇ぜが、そも〳〵何から來るか、（「共産党からだ」と呼ぶ者あり）それはこのような何ら自主性のないところの、何ら見識を持たないところの、そういうふうな指導者によつて指導されるが故に、このような不幸が來ているということを、今日はつきりと、つく〳〵と腹の底から知つただろうと思うのであります。併し実際において今日全官公を初め日本の労働者階級は、この五千三百三十円では食えないのであります。そして又食えないが故に、意図されているところの生産増強も絶対できないのであります。そして又このような方向で日本の政治が進む限り、日本の勤労大衆の不幸、そうして悲惨な運命は決して解決されないということを、彼たちは恐らく次の総選挙において、はつきり日本の政治家たちに対して返答するだろう。（拍手）日本の労働階級は今やはつきりと知つている。又知らなければならないと思うのである。（「もう分つた」と呼ぶ者あり）それは彼たちの不幸が一体どこにある、このようなだらしのない、実に自主性のないところの指導者によつて（「時間が経つだけだ」と呼ぶ者あり）指導されているが故に不幸なんだ。我々日本共産党は、（「それは街頭でやれ」と呼ぶ者あり）ここで僕が言うことが分らんから、こういうものに賛成するのだ。而も賛成演説一つさえできないのだ。私は日本の労働階級を中心とする勤労大衆が、必ずや自分たちの不幸がどこにあるかということを、はつきりと次の総選挙において（「それはいかん」と呼ぶ者あり）明瞭に実現することを切に期待し、我々日本共産党はこの法案に断然反対するのであります。これを以て私の反対理由といたします。

○議長（松平恒雄君）　これにて討論の通告者は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案の表決は記名投票を以て行います。本案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を御登壇の上御投票を願います。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

（参事氏名を点呼）

（投票執行）

○議長（松平恒雄君）　投票漏れはございませんか……投票漏れはないと認めます。投票を計算いたさせます。議場の開鎖を命じます。

（議場開鎖）

（参事投票を計算）

（「議会つてところは面白い所だ」「社会党の正体を見届けた」「外の空氣と全く違つているのだからね」「三千七百円に賛成か、青票は『泣き言を言うな』『小兒病と言つているじやないか』と呼ぶ者あり、その他発言する者多し、笑声」

○議長（松平恒雄君）　投票の結果を報

告いたします。投票総数百四十票、白色票即ち本案を可とするもの百二十四票、（拍手）青色票即ち本案を否とするもの十六票、（拍手）よつて本案は可決せられました。

〔参照〕

賛成者（白色票）氏名　百二十四名

岩男　仁蔵君　駒井　藤平君
三好　始君　米倉　龍也君
金子　洋文君　塚本　重蔵君
齋　武雄君　村尾　重雄君
門田　定蔵君　小泉　秀吉君
梅津　錦一君　原口忠次郎君
中村　正雄君　山下　義信君
山田　節男君　波多野　鼎君
大野　幸一君　原　虎一君
赤松　常子君　吉川末次郎君
田中　利勝君　大島農夫雄君
岩崎正三郎君　カニエ邦彦君
青山　正一君　西田　天香君
小川　友三君　阿竹齋次郎君
石川　準吉君　谷口彌三郎君
油井賢太郎君　植竹　春彦君
入交　太蔵君　小畑　哲夫君
小林　勝馬君　紅露　みつ君
深川タマエ君　木内キヤウ君
門屋　盛一君　前之園喜一郎君
仲子　隆君　奥　主一郎君
中井　光次君　佐々木鹿蔵君
稲垣平太郎君　櫻内　辰郎君
北村　一男君　加藤常太郎君
川村　松助君　淺岡　信夫君
池田宇右衛門君　堀　末治君
西川甚五郎君　大島　定吉君
鈴木　安孝君　大屋　晋三君
中山　壽彦君　黒田　英雄君
寺尾　豊君　石坂　豊一君
柴田　政次君　大野木秀次郎君
遠山　丙市君　小林　英三君
板谷　順助君　松野　喜内君
黒川　武雄君　松嶋　喜作君
徳川　頼貞君　深水　六郎君
平岡　市三君　城　義臣君
岡田喜久治君　團　伊能君
中川　幸平君　重宗　雄三君
橋本萬右衛門君　左藤　義詮君
水久保甚作君　赤木　正雄君
飯田精太郎君　伊藤　保平君
井上なつゑ君　岩本　月洲君
梅原　眞隆君　江熊　哲翁君
大山　安君　奥　むめお君
岡部　常君　岡本　愛祐君
岡元　義人君　加賀　操君
柏木　庫治君　河井　彌八君
川上　嘉市君　木下　辰雄君
九鬼紋十郎君　楠見　義男君
佐藤　尚武君　島村　軍次君
下條　康麿君　田中耕太郎君
徳川　宗敬君　中川　以良君
野田　俊作君　櫛積眞六郎君
堀越　儀郎君　松井　道夫君
松村眞一郎君　河野　正夫君
小杉　イヨ君　宿谷　榮一君
新谷寅三郎君　竹下　豐次君
高瀬荘太郎君　高田　寛君
伊達源一郎君　早川　慎一君
久松　定武君　姫井　伊介君
藤井　丙午君　帆足　計君
北條　秀一君　村上　義一君
矢野　酉雄君　渡邊　甚吉君

反対者（青色票）氏名　十六名

中野　重治君　板野　勝次君
中西　功君　鈴木　清一君
千葉　信君　水橋　藤作君
木村禧八郎君　堀　眞琴君
太田　敏兄君　藤田　芳雄君
丹羽　五郎君　千田　正君
兼岩　傳一君　栗山　良夫君
岩間　正男君　佐々木良作君

○議長（松平恒雄君）　本日はこれにて延会いたします。明日は午前十時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後十時二十三分散会

○本日の会議に付した事件

一、委員の辞任及び補欠の件
一、日程第一の請願及び日程第十七乃至日程第十九の陳情
一、日程第二乃至日程第六の請願及び日程第二十、日程第二十一の陳情
一、政府職員の新給與及び予算案の衆議院における審議経過に関する林國務大臣の報告
一、恩給受給者に対する融資の請願
一、政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議長　松平　恒雄君
副議長　松本治一郎君

議員

岩男　仁蔵君　駒井　藤平君
三好　始君　米倉　龍也君
小川　久義君　中平常太郎君
金子　洋文君　塚本　重蔵君
齋　武雄君　村尾　重雄君
門田　定蔵君　小泉　秀吉君
梅津　錦一君　原口忠次郎君
中村　正雄君　山下　義信君
山田　節男君　波多野　鼎君
大野　幸一君　原　虎一君
伊藤　修君　赤松　常子君
吉川末次郎君　羽生　三七君
田中　利勝君　大島農夫雄君
岩崎正三郎君　河崎　ナツ君
島　清君　カニエ邦彦君
青山　正一君　西田　天香君
小川　友三君　阿竹齋次郎君
田中　信儀君　谷口彌三郎君
植竹　春彦君　油井賢太郎君
石川　準吉君　小畑　哲夫君
入交　太蔵君　小杉　繁安君
高橋　啓君　小林　勝馬君
大隈　信幸君　紅露　みつ君
深川タマエ君　木内キヤウ君
高良　とみ君　入交　盛一君
前之園喜一郎君　門屋　盛一君
奥　主一郎君　仲子　隆君
中井　光次君　佐々木鹿蔵君
櫻内　辰郎君　稲垣平太郎君
加藤常太郎君　北村　一男君
淺岡　信夫君　川村　松助君
堀　末治君　池田宇右衛門君
大島　定吉君　西川甚五郎君
大屋　晋三君　鈴木　安孝君
中山　壽彦君　山田　佐一君
石坂　豊一君　黒田　英雄君
大野木秀次郎君　柴田　政次君
小林　英三君　遠山　丙市君
松野　喜内君　板谷　順助君
玉屋　喜章君　川　武雄君
徳川　頼貞君　松嶋　喜作君
深水　六郎君　一松　政二君
城　義臣君　平岡　市三君
岡田喜久治君　田口政五郎君
中川　幸平君　團　伊能君
橋本萬右衛門君　重宗　雄三君
左藤　義詮君　廣瀬與兵衛君
水久保甚作君　小串　清一君
飯田精太郎君　赤木　正雄君
井上なつゑ君　伊藤　保平君
梅原　眞隆君　岩本　月洲君
大山　安君　江熊　哲翁君
岡部　常君　奥　むめお君
岡元　義人君　加賀　操君
柏木　庫治君　河井　彌八君
川上　嘉市君　木下　辰雄君
九鬼紋十郎君　楠見　義男君
佐藤　尚武君　島村　軍次君
下條　康麿君　田中耕太郎君
徳川　宗敬君　中川　以良君
野田　俊作君　櫛積眞六郎君
堀越　儀郎君　松井　道夫君
松村眞一郎君　河野　正夫君
小杉　イヨ君　宿谷　榮一君
新谷寅三郎君　竹下　豐次君
高瀬荘太郎君　高田　寛君
伊達源一郎君　早川　慎一君
久松　定武君　姫井　伊介君
藤井　丙午君　帆足　計君
北條　秀一君　村上　義一君
矢野　酉雄君

國務大臣
内閣総理大臣
外務大臣　吉田　茂君

國務大臣　殖田俊吉君
文部大臣　下條康麿君
厚生大臣　林譲治君
農林大臣　周東英雄君
商工大臣
大蔵大臣臨時代理　大屋晋三君
労働大臣　増田甲子七君
建設大臣　益谷秀次君
國務大臣　岩本信行君
國務大臣　森幸太郎君

政府委員

人事官（人事院総裁）　浅井清君
人事官　山下興家君
人事官　上野陽一君
人事院事務総長　佐藤朝生君
人事院事務局法制部長　岡部史郎君
地方財政政務次官　寺尾豊君
大蔵政務次官　平岡市三君
大蔵大臣　野田卯一君

定價　一部　四円五十錢
送料実費

発行所
東京都新宿区市ヶ谷本村町
印刷局
電話九段五三一
振替東京一九〇〇〇国債課